

平成 26 年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
	1 業務の内容	2
	(1) 本来業務（綜合法律支援法第30条第1項）	2
	(2) 受託業務（綜合法律支援法第30条第2項）	2
	(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）	3
	2 法人の組織	3
	3 法人の沿革	4
	4 根拠法	4
	5 主務大臣	4
	6 資本金	4
	7 役員の状況（平成27年3月31日現在）	4
	8 職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	4
	1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画	4
IV	平成26年度の事業概要	5
	1 総括	5
	(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	5
	(2) 地方協議会の開催	5
	(3) 常勤弁護士の確保	5
	(4) 内部統制の構築・運用に関する点検	5
	2 各業務	6
	(1) 情報提供業務	6
	(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務	7
	(3) 国選弁護等関連業務	8
	(4) 司法過疎対策	9
	(5) 犯罪被害者支援業務等	9
	(6) 受託業務	10
V	平成26年度における業務実績	11
	1 綜合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	11
	(1) 業務運営の基本的姿勢等	11
	(2) 組織の基盤整備等	17
	(3) 組織の適正性堅持	26
	(4) 関係機関等との連携強化	30
	(5) 報酬・費用の立替・算定基準	32
	(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築	33
	2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	34
	(1) 支援センターの業務全般に関する効率化	34

(2) 事業の効率化	38
3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 ..	42
(1) 情報提供業務	42
(2) 民事法律扶助業務	47
(3) 国選弁護業務	49
(4) 犯罪被害者支援業務	53
4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画.....	58
(1) 自己収入の獲得.....	59
(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収	60
(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築	65
(4) 委託援助業務	65
(5) 財務内容の公表.....	67
(6) 予算、収支計画及び資金計画.....	67
5 短期借入金の限度額	68
6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する 計画.....	68
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画.....	68
8 剰余金の使途	68
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	68
(1) 認知度の向上に向けた取組の充実.....	68
(2) 施設・設備、人事に関する計画	71

I はじめに

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、綜合法律支援を担う組織として平成18年4月10日に設立され、同年10月2日から業務を開始した。情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援業務の主要5業務と受託事業について、第1期中期目標期間中においては、世界的な経済不況の下での情報提供業務の増大や法律相談援助、代理援助件数の増大、被疑者国選弁護制度の対象事件の大幅な拡大、裁判員裁判の円滑な実施の確保等に対応してきた。

そして、第2期中期目標期間においては、我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の被災者がその被害の回復を求めるため弁護士・司法書士等に依頼をしようと考えても、既存の民事法律扶助制度の下では資力要件等の制約があり、それが弁護士・司法書士等へのアクセスの大きな障害となっているとの指摘がなされた。平成24年3月23日に「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（以下「震災特例法」という。）が成立し、弁護士会、司法書士会等の関係機関等との連携の下、支援センターの新たな事業として「東日本大震災法律援助事業」に取り組んだ。特に被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県において、被災地における司法アクセスのさらなる拡充のため、県内合計7か所に被災地出張所を設置した。また、平成27年3月に震災特例法が改正・施行され、被災地出張所の設置期限を3年間延長（平成30年3月末まで）した。

そのほか、平成25年12月から、犯罪被害者等が被害者参加人として公判期日等に出席した際の旅費等を支給する「被害者参加旅費等支給業務」への対応も開始している。

平成26年度は、第3期中期目標期間（平成26年4月1日から平成30年3月31日まで）の初年度として、支援センターは、司法ソーシャルワーク(*)を推進することとし、この事業計画の策定に着手し、今後、効率的かつ効果的に事業を実施するための準備を進めている。

これまでの取組を踏まえ、引き続き、「あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、組織体制の整備、業務の改善等をより適切に推進することとした。

本報告書は、平成26年度の取組について、年度計画に即して業務実績を報告するものである。

- * 自らが法的問題を抱えていることを認識する能力が十分でないなどの理由で自ら法的支援を求めることが困難な高齢者・障がい者に対し、福祉機関等と連携を図り、当該高齢者・障がい者にアウトリーチするなどして、その法的問題を含めて総合的に問題を解決していく取組。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法等に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的にお困りの方が法的トラブルに遭ったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名並びに裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次ぎを行い、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する業務。

カ 被害者参加旅費等支給業務（第6号）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日（又は公判準備）に出席した際の旅費、日当及び宿泊料を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

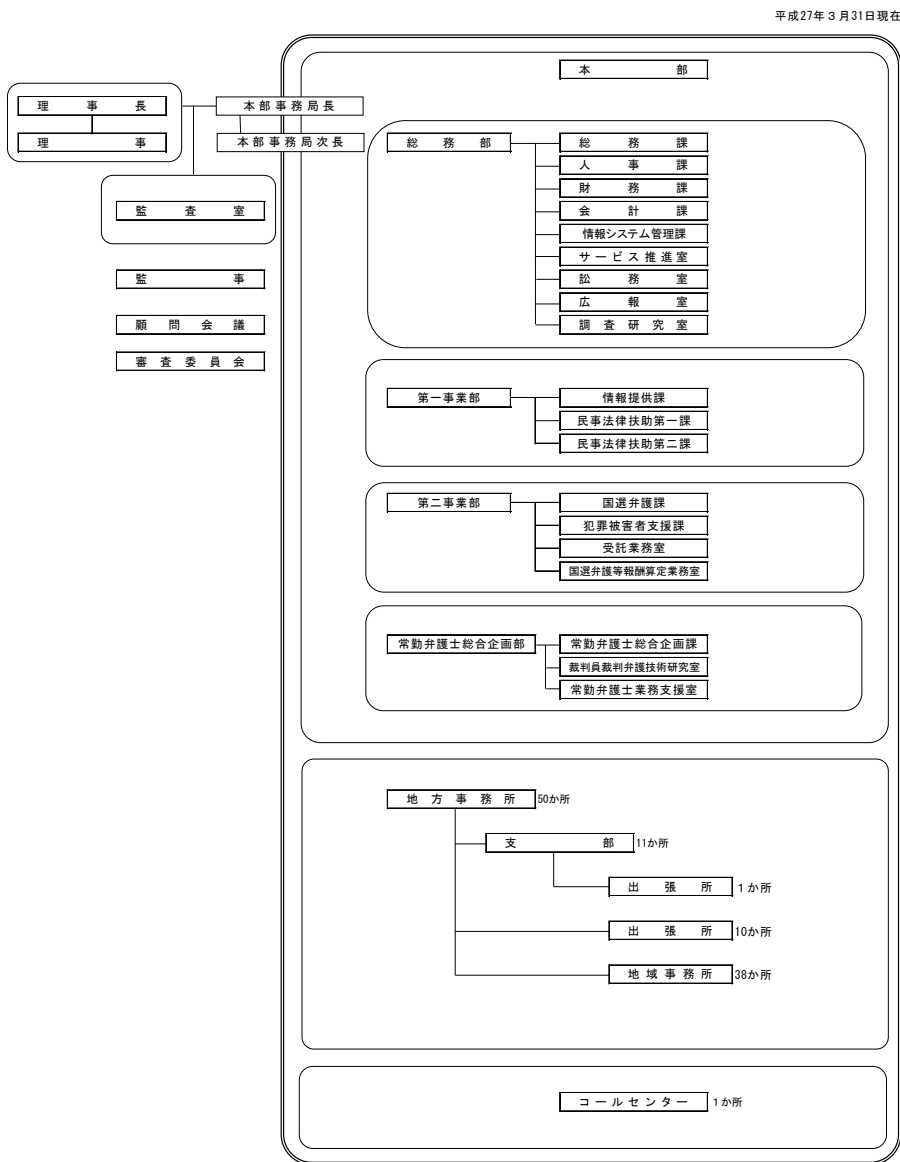
支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

(3) 東日本大震災法律援助事業（震災特例法第3条第1項）

東日本大震災について災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）に平成23年3月11日時点で住所等を有していた方を対象に、資力の状況にかかわらず、無料で法律相談を行い（震災法律相談援助）、震災に起因する紛争について、裁判外紛争解決手続を含む従来の民事法律扶助制度より広い範囲の法的手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（震災代理援助、震災書類作成援助）業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成27年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、資料1のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成 18 年 4 月 10 日 支援センター設立

同年 10 月 2 日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成 27 年 3 月 31 日までの沿革については、資料 2 のとおりである。

【資料 2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成 27 年 3 月 31 日）

4 根拠法

総合法律支援法（平成 16 年 6 月 2 日公布、法律第 74 号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3 億 5,100 万円（政府全額出資）

7 役員 の 状 況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

理事長 宮 崎 誠（平成 26 年 4 月 10 日就任）

理 事 田 中 晴 雄（平成 25 年 4 月 10 日就任）

同 廣 瀬 健 二（平成 22 年 4 月 10 日再任）

同 安 岡 崇 志（平成 23 年 4 月 10 日就任）

同 坂 本 かよみ（平成 26 年 4 月 10 日就任）

監 事 藤 原 藤 一（平成 26 年 4 月 10 日再任）

同 山 下 泰 子（平成 24 年 9 月 3 日就任）

8 職員 の 状 況

平成 27 年 3 月 31 日現在、常勤職員数は 986 名（常勤弁護士を含む。）である。

III 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成 26 年 2 月に法務大臣から指示された平成 30 年 3 月 31 日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

また、支援センターは、中期計画に基づき、平成 26 年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定め、平成 26 年 3 月 31 日、法務大臣に届け出した。

【資料3】日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画

IV 平成26年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

第2期中期目標期間中に認知度を高め、支援センターの利用の促進を図るべく広報活動を戦略的に実施した。

また、利用者の立場に立った業務遂行のため、接遇リーダー育成に向けた研修を実施するとともに、法テラスへ来所することが困難な高齢者・障がい者を対象とした出張法律相談を行った。

広報関係については、V 9(1)「認知度の向上に向けた取組の充実」(67頁)の項を参照のこと。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、内容に工夫を加えながら地方協議会を開催した。

地方協議会関係については、V 1(4)「関係機関等との連携強化」(30頁)の項を参照のこと。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、綜合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士(常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程(平成18年規程第22号)第1条)である。

平成27年3月31日現在で、常勤弁護士は合計252名となり、合計87か所(全国42か所の地方事務所、7か所の支部、38か所の地域事務所)に配置した。

なお、人数については資料4、配置先については資料5のとおりである。

常勤弁護士の確保については、V 1(2)ア「職員(常勤弁護士を含む。)の採用及び配置等」(17頁)の項を参照のこと。

【資料4】常勤弁護士の採用実績一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成27年3月31日現在)

(4) 内部統制の構築・運用に関する点検

ガバナンス推進委員会は、業務・組織体制の構築とその運用状況や規程・事務連絡等に基づく業務の実施状況、コンプライアンス体制の構築とその運用状況について、点検を行うとともに改善策を検討した。

支援センターの内部統制強化のための検討会を開催し、業務方法書を変更し

て内部統制システムの整備に関する事項を記載した。

コンプライアンスについては、V 1(3)ウ「コンプライアンスの強化」(28 頁)の項を参照のこと。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア コールセンターにおける情報提供

平成 22 年 12 月仙台市に設置したコールセンターは、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災による被害を乗り越え、平成 26 年度においても、入電状況に応じたオペレーター配置の工夫と、各種の研修や民事法律扶助業務における資力要件確認等の実施により、効率的な運営と利用者に対するサービスレベルの維持の両立を図った。

平成 26 年度の間合せ件数は、330,738 件で、前年度に比べて 17,250 件増加した。

平成 18 年度からの情報提供業務における間合せ件数の推移は、資料 7 及び資料 8 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 26 年度情報提供件数の推移

イ 地方事務所における情報提供

地方事務所における情報提供の件数は全国合計 198,692 件で、前年度に比べ 10,401 件減少した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 8】平成 26 年度情報提供件数の推移

ウ ホームページによる情報提供

通常の情報提供に加え、東日本大震災に対する情報提供として、関係機関と連携を図り、ホームページに相談窓口情報一覧を掲示し、随時更新したほか、法テラス・東日本大震災相談実例 Q&A についても掲示・更新を行った。

エ 関係機関との連携・協力関係強化

地方事務所の実情に即した関係機関等に参加依頼を行って地方協議会を開催し、利用者その他の関係者から利用者の立場に立った業務遂行に資する実践的な意見を得ることができ、かつ、関係機関・団体との連携協力関係を新たに構築又は引き続き確保した。また、地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別に訪問して意見交換等を実施するなどし、高齢者・障がい者に対する法的支援の適切な対応ができるよう、関係機関・団体との連携・協力関係の充実・強化に努めた。

情報提供業務については、V 1(4)ア「効果的な連携方策の策定」(30 頁)、V 2(2)ア「情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)」(38 頁)、V 3(1)ア「情報提供業務の質の向上」(42 頁)の各項を参照のこと。

オ 東日本大震災に対する対応

被災地に設置した被災地出張所において、消費者庁・地元自治体と協力し、各種専門家によるワンストップの相談会を実施した。

平成 23 年 11 月から設置した震災法テラスダイヤル(フリーダイヤル) については、平成 26 年度も継続して被災者からの問合せに応じた。

(2) 民事法律扶助業務・震災法律援助業務

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成 26 年度における民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の実績は、法律相談援助実施件数が 333,911 件、代理援助開始決定件数は 105,016 件、書類作成援助開始決定件数は 3,991 件であった。民事法律扶助では、法律相談援助件数(282,369 件)は前年度実績(273,594 件)と比べ増加し、震災法律相談援助(51,542 件)を加えると前年度比 103.7%であり、微増している。また、代理援助開始決定件数は民事法律扶助(103,214 件)では前年度実績(104,489 件)を若干下回り、震災代理援助(1,802 件)を加えても前年度比 98.4%と微減となった。

なお、平成 26 年度から新たに援助対象となったハーグ条約事件についても、滞りなく適切に運用開始し、20 件の代理援助を行った。

平成 24 年 4 月 1 日に業務を開始した震災法律援助については、震災法律相談援助 51,542 件のうち、79.9%が宮城・福島・岩手の被災三県における相談であった。また、震災代理援助(1,802 件)では裁判外紛争解決手続に係る事件が多く、全体の 57.1%を占めている。

なお、民事法律扶助及び震災法律援助の代理援助事件及び書類作成援助事件の事件別内訳は、資料 13、資料 14、資料 15 及び資料 16 のとおりである。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 9】援助申込状況(民事法律扶助)

【資料 10】援助申込状況(震災法律援助)

【資料 11】援助決定件数等状況(民事法律扶助)

【資料 12】援助決定件数等状況(震災法律援助)

【資料 13】代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

【資料 14】代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

【資料 15】書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

【資料 16】書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

イ 契約弁護士・契約司法書士数

民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・契約司法書士の確保に努めた結果、平成 26 年度末時点における契約弁護士数(受任予定者契約)は 20,176 名(前年度比 1,017 名増)、契約司法書士数(受託予定者契約)は 6,897 名(同 183 名増)となった。

また、震災法律援助業務を行うことができるよう、弁護士 3,173 名(前年

度比 492 名増)、司法書士 1,168 名 (同 44 名増) と震災法律援助契約を締結し、契約弁護士・契約司法書士を全国で確保した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 17】契約弁護士数

【資料 18】契約司法書士数

ウ 立替金等の状況

平成 26 年度の代理援助に係る立替金合計 (常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。) は 150 億 7,104 万円、書類作成援助に係る立替金合計 (前同) は 3 億 8,216 万円、法律相談援助に係る費用は、18 億 3,490 万円であり、平成 25 年度中の償還金は 101 億 2,211 万円であった。

平成 23 年度から引き続き、生活保護受給者の償還猶予、免除を原則としたことや償還免除の一括処理を行ったこともあり、償還免除は 45 億 2,360 万円となったが、前年度に比べ 11 億 4,636 万円減少した。

民事法律扶助業務及び震災法律援助業務については、V 1 (2)イ「一般契約弁護士・司法書士の確保」(24 頁)、V 2 (2)イ「民事法律扶助業務 (震災法律援助事業を含む。)」(40 頁)、V 3 (2)ア「利用者の利便性の向上」(47 頁)、V 3 (2)イ「利用者に対する適切な援助の実施」(48 頁)の各項を参照のこと。

【資料 52】立替金残高表

【資料 53】法律相談費

【資料 54】代理援助立替金実績

【資料 55】書類作成援助立替金実績

(3) 国選弁護等関連業務

ア 受理件数

平成 26 年度の被疑者国選弁護事件受理件数は 70,939 件 (前年度比 1.63% 減)、被告人国選弁護事件受理件数は 59,816 件 (同 0.75% 減) であった。

国選付添事件の受理件数は 2,995 件 (同 564.04% 増) であった。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 19】国選付添事件受理件数

【資料 29】国選弁護事件受理件数 (被疑者)

【資料 30】国選弁護事件受理件数 (被告人)

イ 国選弁護人契約の締結

被疑者国選等に的確に対応するため、国選弁護人契約弁護士の拡大に努め、平成 27 年 4 月 1 日時点で 25,218 名となり、前年に比べ 1,163 名増加した。また、国選付添人契約弁護士は、平成 27 年 4 月 1 日時点で 12,512 名となり、前年に比べ 2,875 名増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 20】国選弁護人契約弁護士数の推移 (含 常勤弁護士)

【資料 21】国選付添人契約弁護士数の推移 (含 常勤弁護士)

国選弁護等関連業務については、V 1(2)イ「一般契約弁護士・司法書士の確保」(24 頁)、V 2(2)ウ「国選弁護等関連業務」(40 頁)、V(3)ア「迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保」(49 頁)、V(3)イ「裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実」(50 頁)、V(3)ウ「契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組」(51 頁)の各項を参照のこと。

(4) 司法過疎対策

平成 26 年度末において、司法過疎対策として設置した地域事務所(以下「司法過疎地域事務所」という。)の数は 34 か所(前年度比 1 か所増)であり、司法過疎地域事務所に勤務する常勤弁護士の数は 54 名(同 1 名増)となった。

司法過疎対策業務については、V 2エ「司法過疎対策業務」(42 頁)の各項を参照のこと。

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

コールセンターに、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714(なくことないよ)」を設け、犯罪被害者支援の経験や知識を有する担当者が犯罪被害者等に二次的被害を与えないよう、その心情に配慮しながら情報提供を行っている。平成 26 年度の間合せ件数は合計 13,137 件となり、前年度に比べ 1,816 件増加した。

また、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、更には犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士(以下「精通弁護士」という。)の紹介業務を行った。「犯罪被害・刑事手続等」に関する間合せは全国で 12,695 件であり、前年度に比べ 1,386 件減少したが、精通弁護士の紹介は 1,491 件であり、前年度に比べ 161 件増加した。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 22】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

【資料 23】平成 26 年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した間合せ内容

【資料 24】平成 26 年度 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

【資料 41】地方事務所における間合せ件数実績

イ 国選被害者参加弁護士関連業務

被害者参加弁護士契約弁護士の人数は 4,122 名(平成 27 年 4 月 1 日現在)となり、前年に比べ 422 名増加した。

また、平成 26 年度における被害者参加人からの選定請求件数は 451 件となり、前年度と比べ 68 件増加した。

犯罪被害者支援業務については、V 1(2)イ「一般契約弁護士・司法書士の確保」(24 頁)、V 3(4)ア「犯罪被害者支援業務の質の向上」(51 頁)、V 2(2)「情報提供・犯罪被害者支援」(41 頁)、V 3(5)「犯罪被害者支援」(66 頁)の

各項を参照のこと。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料 50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

ウ 被害者参加旅費等支給業務

犯罪被害者等の経済的負担を軽減し、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人へ旅費、日当及び宿泊料を支給する業務を行っている。平成 26 年度の請求件数は 2,578 件であり、支給額は 1,764 万 2,020 円であった。

(6) 受託業務

現在、受託業務としては、平成 19 年 4 月 1 日から開始された公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国残留孤児援護基金委託援助業務」と、同年 10 月 1 日から開始された日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」の 2 種類を行っている。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

ア 中国残留孤児援護基金委託援助業務

(ア) 業務内容

我が国に永住帰国した中国残留邦人等は、我が国における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続が必要となる。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立て等が行われることとなること、支援センターはこのうち身元判明者への弁護士による法的援助につき受託している。

(イ) 件数

平成 26 年度における中国残留孤児基金援助の事業計画上の予定件数は 5 件であったところ、申込みはなかった。

【資料 25】委託援助事業統計表（申込総受理件数）

イ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障がい者に対する法律援助、⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障がい者・ホームレス等に対する法律援助の 9 つにわたるが、いずれも契約弁護士による活動と弁護士報酬や費用等を援助するものである。

(イ) 件数

日本弁護士連合会委託援助業務の申込総件数は 24,096 件（前年度比 1,217 件減）であった。

受託業務については、V 4(4)「委託援助業務」(64 頁)の項を参照のこと。

【資料 7】日本司法支援センター業務実績

【資料 25】平成 25 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

V 平成26年度における業務実績

1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務運営の基本的姿勢等

ア 総論

【年度計画】

支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障がい者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に努める。

利用者からの意見、要望等を真摯に受け止め、必要に応じて業務の改善を行う。

支援センターに寄せられた契約弁護士・司法書士に対する苦情や感謝等を「利用者からの声」として、契約弁護士・司法書士に伝え、サービスの向上につながるよう努める。

多様な意見を今後の業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を平成26年度に2回以上開催して、必要に応じて業務の改善を行う。

国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。

独立行政法人の枠組みで設置された支援センターは、理事長のリーダーシップの下、高齢者・障がい者に対する配慮を含め、利用者の立場に立った親切・丁寧なサービスを迅速に提供することが求められている。

1 利用者からの意見、要望等の取扱い

本部及び全国の地方事務所へ寄せられた利用者からの様々な意見、要望、苦情等については、本部サービス推進室にて「利用者から寄せられた声」として、情報を毎月集約のうえ、理事長及び監事に対して定期的に報告し、支援センターの業務運営に役立てられている。

また、こうして寄せられた貴重な意見等は、業務別や内容別（職員や契

約弁護士等の対応に関するものなど。)に分析を行い、特にその内容から、業務の改善が必要と考えられる事案については、支援センターとして求められる適切な対応策を検討の上、全国の執務の参考としてグループウェアへ掲示し、迅速に情報共有を図った。

また、ブラッシュアップ研修(全国地方事務所等職員計51名参加)等の各種研修において、利用者から実際に寄せられた苦情等を題材にグループ討議等を行い、支援センターに寄せられる苦情等への適切な対応についてスキルの向上を図った。

2 契約弁護士・司法書士への「利用者からの声」の伝達

平成24年度に開始した一般契約弁護士に対する苦情や感謝等の「利用者からの声」を当該一般契約弁護士へ直接伝達するスキームを全国で導入するよう引き続き進めており、平成27年3月31日現在、実施中の地方事務所は25か所(平成25年度比3か所増)に増加した。

また、平成25年度に開始した一般契約司法書士へ直接伝達するスキームについても全国で順次取り組んでおり、平成27年3月31日現在、実施中の地方事務所は34か所となっている。

さらに、「利用者からの声」を、弁護士会を經由して一般契約弁護士に伝達するという新たなスキームを導入することとし、平成26年8月、事務連絡を発出して、全国の地方事務所において順次実施するよう取り組んだ。なお、当スキームは、上述の一般契約弁護士へ直接伝達することが難しい地方事務所においての次善の策として実施することを提示しているスキームであり、全ての地方事務所が対象となるものではない。(参考)平成27年3月31日現在で実施中の地方事務所は2か所。)

具体的には、「親身に相談にのってくれなかった。」「ヤミ金対応の件では大変お世話になりました。先生に相手方を説得していただき、とても助かりました。」といった「利用者からの声」を契約弁護士へ伝達している。

3 顧問会議の開催状況

平成26年8月26日に第13回顧問会議を開催した。

会議の概要

・第13回会議

充実した総合法律支援を実施するための方策として、高齢者・障がい者に対する法的支援の在り方、DV・ストーカー等の犯罪被害者に対する適切な法的支援の在り方、常勤弁護士に期待される役割等について協議した。

(注) 顧問会議のメンバーは次のとおりである(五十音順、敬称略)。

石井卓爾 東京商工会議所副会頭

片山善博 慶応義塾大学教授
金平輝子 元東京都副知事（元日本司法支援センター理事長）
高木 剛 財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄 株式会社読売新聞東京本社社友
竹下守夫 一橋大学名誉教授
津島雄二 弁護士
夏樹静子 作家
坂東真理子 昭和女子大学学長

4 組織運営理念の周知徹底

階層別研修の各階層の研修において、法テラス運営理念に関する講義を実施し、我が国の財政状況を踏まえた上での業務の充実化・効率化について論じさせるなど、当センター職員としてコスト意識を持って業務に当たる必要性を認識させた。

【資料6】法テラス運営理念

イ 東日本大震災の被災者に対する援助の充実

【年度計画】

(7) 震災法律援助事業による援助の充実

震災法律相談援助によって東日本大震災の被災者のニーズがどの程度満たされているか分析をした上、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施する。

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められている。そのため、巡回・出張相談（移動相談車両の活用を含む。）、夜間・休日相談を組み合わせ、また、テレビ電話相談を活用するなど、被災者支援の充実を図る。

1 震災代理援助や震災書類作成援助に効果的に結び付ける方策

これまでの援助実績を分析し、特に原発事故に係る損害賠償請求事案において震災代理援助の利用が進んでいると認められることから、いわゆる原発弁護団との連携に引き続き努める等、更なる援助により法的問題の早期解決に資すると見込まれる被災者について、震災代理援助や震災書

類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討・実施した。

2 被災者支援の充実

平成24年度に実施した「東日本大震災の被災者等の法的支援に関するニーズ調査」の結果（自らが法的問題を抱えていることに気付いていない被災者の存在など）等を踏まえ、アウトリーチの手法等によるアクセスの拡充が求められていることに照らして、移動相談車両の活用を含めた巡回・出張相談を実施（震災巡回相談1,078件、震災出張相談136件）したほか、すべての被災地出張所において夜間相談ないし休日相談を実施（夜間相談61件、休日相談337件）した。また、福島地方事務所ふたば出張所においてテレビ電話相談を引き続き活用（26件）するなど、被災者支援の充実を図った。

【資料10】 援助申込状況（震災法律援助）

(イ) 震災法律援助事業以外の手法による援助の充実

【年度計画】

法的問題を抱えている東日本大震災の被災者を支援するため、震災特例法に基づく震災法律援助事業を適正・迅速に遂行するとともに、被災者のニーズに適した各種専門家による情報提供サービスを提供するなどのきめ細かい対応を行うよう努める。

震災法律援助事業による被災者支援が行えない場合であっても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施する。

1 震災法律援助事業以外の手法による各種取組

(1) 「東日本大震災相談事例Q&A」

ホームページ上に「東日本大震災相談事例Q&A」を継続的に設け、被災者及び被災関係者等の相談事例を基にした情報提供を実施するとともに、相談項目ごとのQ&A一覧を掲載することで、利用者の利便性の向上を図った。

(2) 「東日本大震災に関する相談窓口一覧」

ホームページ上に「東日本大震災に関する相談窓口一覧」を継続的に設け、関係機関との連携のもと、利用者の利便性の向上を図った。

(3) 「震災法テラスダイヤル」

震災に関する法制度や相談窓口等の情報提供を担う専用のダイヤル「震災法テラスダイヤル」をコールセンター内に継続的に設置し、被災者及び被災関係者からの問い合わせに応じた。

(4) 「ワンストップ相談会」の実施

宮城、岩手、福島の各県に設置した7か所の被災地出張所において、消費者庁、地元自治体と連携し、弁護士以外の各種専門家によるワンストップ相談会を実施した。

(5) 「女性の悩みごと相談」実施場所の拡大

内閣府男女共同参画局との連携により、平成24年2月から被災地出張所法テラス南三陸において継続的に実施してきた「女性の悩みごと相談」について、平成26年4月から、実施場所に法テラス山元・法テラス東松島を加え、被災地における女性の悩みによりきめ細やかに対応した。また、岩手県内においては、法テラス岩手を実施場所とした内陸部での相談にも取り組んだ。

2 震災法律援助事業の対象とならない被災者に対する民事法律扶助制度の活用

震災法律援助事業の直接の対象とならない被災者に対しても、巡回・出張相談等の民事法律扶助の制度を活用し、積極的な支援を実施するよう努めた。

【資料9】援助申込状況（民事法律扶助）

ウ 高齢者や障がい者等に対する支援の充実

【年度計画】

常勤弁護士等の活動を含めた支援センターが行う司法ソーシャルワークの取組については、次年度以降、効率的かつ効果的に実施できるよう司法ソーシャルワークに係る検証調査で得られたデータや把握した地域のニーズ等に基づき、事業計画及び具体的目標を策定する。

各地方事務所において社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域生活定着支援センター等との連携を強化し、上記の事業計画及び具体的目標の策定の進捗状況を踏まえた司法ソーシャルワークに関する協議会等を行う。

全国の地方事務所で、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習等を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図るほか、既に作成している高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットについて、関係団体等の意見を踏まえて引き続き改善を図った上、必要に応じて関係団体等に配布する。

1 司法ソーシャルワーク

支援センターは、自ら法的問題を抱えていることに気付いていなかったり、意思の疎通が困難であるなどの理由で自ら法的援助を求めることが困難な状況が、高齢者・障がい者に生じている状況を踏まえ、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等と連携を図り、当該高齢者・障がい者等に積極的に働きかけていく手法を活用するなどして司法アクセスをより容易にし、その方々が抱えている法律問題を含む潜在的な諸問題の総合的な解決につなげるための取組である司法ソーシャルワークを推進することとした。

そこで、本部内に、司法ソーシャルワーク及びそれに資する地域連携の企画等を行う組織を設置し、各地方事務所等における取組事例の収集、分析及び各地方事務所等からの意見聴取等を行った上で「第3期中期目標期間中における司法ソーシャルワーク事業計画」を策定した。同計画は、司法ソーシャルワークの取組を推進するにあたっては、まずは基盤となる福祉機関等とのネットワークの構築に着手する必要があるという観点から、地方事務所等における人的体制の整備、司法ソーシャルワークの担い手となる弁護士・司法書士の確保、連携の対象となる関係機関のリストの作成、関係機関への業務説明の実施、関係機関等で構成される地域ネットワークへの参画等、地方事務所等において求められる体制整備及び福祉機関等とのネットワークの構築を中心とした取組を明示するとともに、地方事務所等における取組状況を本部において集約・分析し、これを全国の地方事務所等に還元するための情報共有の体制作りなどについても定めている。

また、本部における同計画の策定作業と並行して、41地方事務所等において、関係機関との連携を強化し、司法ソーシャルワークの取組を推進するための基盤を整備するため、「司法ソーシャルワーク」あるいは「高齢者・障害者等支援における関係機関の連携」をテーマに、地域包括支援センター等の関係機関を対象とした協議会を開催した。さらに、地方事務所職員、常勤弁護士等が、個別に地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会を訪問し、計429件にわたって意見交換会等を実施した。

2 高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上等の取組

全国の地方事務所において、職員に対し、高齢者・障がい者疑似体験実習を実施し、高齢者・障がい者に対する接遇スキルの向上を図った。具体例としては、関係機関から専門家（地域包括支援センター所長等）を招いて疑似体験実習の受講や、職員が実際に車いすに乗った上で最寄駅から事務所に来所するまでの経路を体験し、車いすの進む速さ、方向の変え方等に対する配慮の必要性を学ぶ実習、進路の妨げになるものをなくすことで事務所の環境を改善する等の取組を実施した。

平成26年度には、26地方事務所及び4支部において高齢者・障がい者疑似体験実習を実施した。引き続き未実施の地方事務所において実施する予定である。

平成26年9月に全国地方事務所の総務部門担当職員を対象として、精神障がい者に対する接遇に関する知識及び技能を習得させ、接遇スキルの向上を図るための研修を実施した。上記研修では、外部の専門家（精神科医師）による講義を実施して、精神障がいを持つ方への支援の仕方や利用者の立場を理解した丁寧かつ適切な対応等の知識を習得させた。

また、高齢者向けパンフレット、知的障がい者向けパンフレット及び視覚障がい者向けパンフレットを全国地方事務所に備え置くとともに、必要に応じて関係団体等へ直接送付した。さらに地方協議会開催の際に関係団体等の出席者に対し配布することにより、高齢者・障がい者に対する当センターの業務の内容を周知した。

(2) 組織の基盤整備等

ア 支援センターの職員

(7) 職員（常勤弁護士を含む。）の採用及び配置等

【年度計画】

a 職員の採用及び配置等については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の業務量の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の平準化及び事務手続の合理化の観点を踏まえた真に必要なものとする。

支援センターの業務の公共性・多様性に順応して、その業務に意欲的に取り組み、国民等の期待に応えることができる人材の確保・活用を図る観点から職員の採用及び配置等を行う。

常勤弁護士の採用に当たっては、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適應でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

b 常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティーネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、既に常勤弁護士が配置されている地域も含めて配置の必要性や配置人数の妥当性について検証し、常勤弁護士が担う役割、配置の必要性等について十分な説明責任を果たす。その上で、総合法律

支援の適切な実施ができる体制となるよう、所要の数の確保に努め、関係機関等との連携協力関係の確保・強化に努め、必要と認められる地域に配置する。

常勤弁護士が取り扱う事件の種類・件数等の業務量（事件の性質や関係機関との連携強化への取組状況など取扱件数が業務量に直結しない事情を含む。）、その地域での常勤弁護士の役割を踏まえ、事件の性質に応じた各事件の平均単価及び常勤弁護士の活動に係る費用を把握するなどし、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果についても明らかにする。

常勤弁護士については、大規模災害等において機動的に法的サービスを提供できるようにするための、具体的な態勢整備の方策を検討する。なお、被災自治体等への法的援助については、災害発生地域の弁護士会等との連携を前提とし、真に必要なものを検討して実施する。また、常勤弁護士による対応が必要な場合に備え、支援センターが組織的かつ機動的に法的援助を実施するための具体的措置内容等を策定する。

そのほか、コールセンターの運営に当たっては、今後も情報提供件数の推移を踏まえ、業務量に応じて職員配置を見直す。

第1 職員について

1 採用について

職員の採用に当たっては、多肢択一式問題や論文問題、適性検査のほか複数回の面接の実施を通じて、公共性の高い支援センターの多様な業務の適性を判断し、幅広い知識を備え、利用者のニーズを的確に察知できる人材の確保に努めた。また、面接の実施に際しては、面接員を局・次長、部課長、課長補佐のほか、係長・主任まで幅広く任命し、様々な視点から多角的に適性を判断した。

有期契約職員から常勤職員への登用に際しては、上記の試験内容に加え、当該有期契約職員の所属する職場の管理者による評価も採用決定の資料とした。支援センターにおける知識・経験が豊富な有期契約職員については、常勤職員として採用することにより即戦力となることから、申込みのあった27名を対象に常勤職員への登用試験を実施した。その結果、合格者12名を常勤職員として登用した。

試験の実施に当たっては、厚生労働大臣が定めた「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」における新卒採用に当たって少なくとも卒業後3年間は応募できるようにするとの規定を踏まえ、これらを対象とした一般公募試験と、司法試験受験資格を喪失した法科大学院修了者を対象とした一般公募試験を実施し、合計381名の選考を行った結果、17名を採用した。

2 人事配置について

人事異動計画の策定に当たっては、勤務評定による評価のほか管理者の適性に関する意見や職員本人の意向等を考慮の上、各地方事務所が取り扱う事件数、事務所の規模等を勘案しながら業務の平準化及び事務手続の合理化に資するよう再配置を行うとともに、総合法律支援の体制整備及びサービスの質の向上を図るための配置に努め、平成27年4月1日付けで118名の広範な人事異動を行った。

第2 常勤弁護士について

1 常勤弁護士の採用

(1) 就職説明会の実施、採用情報の周知等

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターのホームページにおいて常勤弁護士の業務内容や最新の就職説明会情報等を随時掲載するとともに、法科大学院生や司法試験合格者等に採用案内等を配布して、早い段階から常勤弁護士への関心を高める取組を行った。また、日本弁護士連合会及び各弁護士会等の協力を得て、司法修習生等を対象とする就職説明会を11回にわたり実施し、支援センターの運営方針、常勤弁護士の業務内容、魅力、求める人材像、待遇等について説明した。

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士を採用するため、日本弁護士連合会の協力を得て、同連合会のホームページ、会員専用サイト、メールマガジン等に就職情報を掲載した。

(2) 選択型実務修習への参加等

支援センターや常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことを通じてその業務の意義や魅力をより理解してもらうべく、司法研修所の選択型実務修習企画に参加し、各地の支援センター事務所において、合計73名の司法修習生を受け入れた。

また、全国の法科大学院のエクスターンシップ実習生の受入れも積極的に行い、各地の支援センター法律事務所において、合計36名の法科大学院生を受け入れた。

(3) 総合評価のための面接の実施

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員として総合法律支援の取組に意欲的であるということだけでなく、弁護士として必要な事務処理能力や他者とのコミュニケーション能力等を見極めるといった観点から、各応募者について日本弁護士連合会の意見を徴した上で、採用面接を実施した。

(4) 新規採用者の確保

以上の取組により、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑かつ効率的な運営に適切でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保に努めた。

その結果、172名の応募者の中から、総合法律支援に意欲的な37名（司法修習修了直後の者34名、法曹経験者3名）を採用した。

2 常勤弁護士の配置

(1) 常勤弁護士の役割、配置の必要性の検討等

常勤弁護士については、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割に加えて、司法ソーシャルワークの取組も求められていることから、あらためて常勤弁護士の役割について検討するとともに、各地における関係機関との連携事例や弁護士会との協働事例等を取りまとめて、地方事務所執行部や常勤弁護士等に周知した。

また、地方事務所を対象にして、常勤弁護士の配置の必要性に関する調査を実施するとともに、各地における民事法律扶助事件数や国選弁護事件数等を踏まえて、日本弁護士連合会と連携しつつ、常勤弁護士の配置の必要性等を検討した。

(2) 配置人数等

以上の取組により、常勤弁護士の配置が必要と認められる地域と配置人数を検討し、平成26年度は新たに秋田県鹿角市に地域事務所を設置して1名の常勤弁護士を配置するとともに、平成26年3月31日と比較して、15か所で増員、15か所で減員し、平成27年3月31日の時点で、合計87か所に252名の常勤弁護士を配置した（前年度末比6名増）。

(3) 財政的効果の把握

新たに「関係機関相談記録票」及び「困難度判定表」を導入し、常勤弁護士による連携活動と困難事件への対応状況等の把握に努めるとともに、常勤弁護士が担当した事件の平均単価及び費用等に関する資料やデータを作成・収集することによって、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的効果の把握に努めた。

(4) 大規模災害等における法的サービスの提供

大規模災害等が発生した場合に、常勤弁護士を活用して機動的に法的サービスを提供できるようにするための態勢整備の方策として、常勤弁護士が一人しか配置されていない事務所への増員配置等を検討した。また、平成26年8月に発生した広島土砂災害においては、弁護士会と連携して、弁護士による電話相談に常勤弁護士も参加して被災者支援を行うなどの対応をとった。

第3 オペレーターの配置

コールセンターにおける情報提供件数は330,738件（平成25年度は313,488件）であり、前年度より17,250件増加した。特に、メールによる情報提供件数は22,982件であり、前年度（14,599件）と比べて8,383件増加した。また、コールセンターにおける民事法律扶助の資力要件確認の対象地方事務所も31地方事務所（平成25年度は15地方事務所）に拡大した。

コールセンターの業務量は増大したが、メール対応職員の人数・配置の見直しを行うことで、現有の人員のもと効率的な運営を行った。

【資料31】平成26年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

【資料32】平成26年度司法研修所選択型実務修習受入状況

【資料33】平成26年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

【資料4】常勤弁護士採用実績等一覧

【資料5】常勤弁護士配置先一覧（平成27年3月31日現在）

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成26年度情報提供件数の推移

(イ) 職員（常勤弁護士を含む。）の能力の向上

【年度計画】

以下の研修を企画・立案等するための人的・物的な態勢の整備に必要な準備・検討を行う。

- a 司法ソーシャルワークを始めとする支援センターの多様な分野にわたる業務に対応し、利用者への良質なサービスを安定的に提供するため、採用年次や経験年数に応じた体系的な研修を企画・立案して計画的に実施し、実務能力や専門性の向上を図る。
- b 常勤弁護士については、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件等への適切な対応能力の向上を図ることはもとより、司法ソーシャルワークが必要となる事件や裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるような実践的な研修を、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用しながら随時見直し、より一層の充実を図りながら実施する。また、各ブロック単位での研修を充実させ、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図り、全体的な能力・技量の向上を図る。
- c 上記の研修を実施し、能力等の高い職員については、国、地方公共団体等を含む関係機関・団体との人事交流等によって多様な経験を積ませ、支

援センターの中核となって職務を行う人材の育成を図る。

さらに、常勤弁護士については、今後の重点課題と考えられる地方公共団体や福祉機関・団体に潜在する法的需要を把握し、これらの機関等との連携の促進を図るため、地方公共団体や社会福祉法人に派遣する外部研修を実施する。

第1 職員の実務能力・専門性の向上を図る取組

1 体制の整備に必要な準備・検討

実務能力の養成や専門性の向上のほか、多様な業務に対応する能力を養うこと等を目的に集合研修等を実施している。一方で、研修に伴う職員の不在について、地方事務所の業務運営上の負担等も課題となっている。

そこで、本部・地方事務所間で幅広く意見交換を行い、新しい研修制度のあり方について方針をまとめるとともに、研修の抜本的な改編等の検討を行うため、研修制度に特化したPTを平成27年4月に発足させた。

2 職員に対する研修

(1) 階層別研修

採用年次や経験年数に応じた研修を体系的かつ計画的に実施している。具体的には、採用から2年間を基礎形成期間、その後の2年間を「ブラッシュアップ期間」とし、それぞれの期間に新規採用者研修、ブラッシュアップ研修を実施した。

また、4級昇格者に対してマネジメント基礎研修を実施したほか、平成26年度には、新たに3級昇格者を対象に「3級昇格者研修」を実施し、採用時から管理職登用に至るまで階層的に研修を行った。平成26年度は合計7回の研修を実施し、延べ22日間に延べ147名の職員が受講した。内容については、「法テラス運営理念」の講義を行い、組織としての基本理念を各個人に浸透させたほか、コンプライアンスに関する講義においては、受講者が主体的に取り組み、問題意識を高めること等を目的に、事例検討を取り入れることとした。

(2) 業務研修

実務能力や専門性の向上のため、総務、情報提供、民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援及び法律事務の各業務に従事する職員を対象とし、延べ15日間に延べ414名の職員に対してそれぞれ研修を実施した。

(3) 外部研修

人事院主催の課長級研修に、課長職の職員1名を4日間参加させたほか、東京都の実施する職員研修に職員3名を延べ5日間参加させた。

(4) 関係機関・団体との人事交流

組織の中核を担い幅広く活躍することが期待される職員に対しては、スキルアップ及び組織の充実強化を図ることを目的として、国等の他組織への外部出向等を行っている。平成26年度は法務省へ職員1名を出向させ、出向後はその業務経験を支援センターへフィードバックさせている。

第2 常勤弁護士の能力技量の向上を図る取組

1 実践的な研修等の実施

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

司法修習修了直後に採用した常勤弁護士に対しては、1年間で常勤弁護士として必要とされる基本的な素養を身に付けることができるよう、通年のスケジュールに基づいて、採用直後の導入研修として民事法律扶助業務や国選弁護業務等について学ぶ新任業務研修、刑事事件及び民事事件に関する演習を中心とする定期業務研修、支援センターの法律事務所に赴任する直前に行う赴任前業務研修を実施した。

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

支援センター法律事務所に赴任中の常勤弁護士に対しては、家事事件・労働事件に関する事例検討を中心とする民事業務研修、精神科医の講義や臨床心理士を相談者役とする模擬法律相談等を行うパーソナリティ障害対応研修、司法ソーシャルワークの推進のために同分野で先駆的役割を果たしている常勤弁護士との実地研修を通してそのノウハウ等を学ぶ実務トレーニー・実務トレーナー研修を実施した。

(3) 裁判員裁判に関する研修

裁判員裁判対象事件への適切な対応が可能となるよう、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材とする裁判員裁判事例研究研修、参加者を少数に限定し、より専門的・集中的に裁判員裁判に関するディスカッション等を行う裁判員裁判専門研修を実施した。

(4) その他の研修等

全国を9つのブロックに分けて、各地の実情や常勤弁護士のニーズ等に応じた常勤弁護士自らが企画する少人数制の研修（ブロック別研修）を実施し、各ブロック単位での研修を充実させるとともに、全国各地に赴任する常勤弁護士の活動報告を中心とする全国経験交流会を日本弁護士連合会と共催し、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図った。

また、支援センターの法律事務所に勤務する職員に必要な事務処理方法等を講義する法律事務所事務職員研修を実施し、法律事務所全体の充実化・効率化を図った。

2 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室の活用

常勤弁護士に対する研修については、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室を活用し、定期的に意見交換を行って研修の具体的内容の企画や検討を行いつつ、研修を受講した常勤弁護士の意見等も踏まえて、内容や時間配分等を随時見直し、より一層の充実を図りながら実施した。

さらに、集合研修以外の個別指導研修として、裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が受任した裁判員裁判事件・刑事事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図った。また、常勤弁護士業務支援室においては、常勤弁護士が受任した民事・家事・労働事件等について個別具体的な指導・助言を行い、かつ、養成中の常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導まで行うなどして、常勤弁護士の業務能力・技量の向上を図った。

3 常勤弁護士の外部派遣研修

地方自治体や福祉機関・団体等に潜在する法的需要の把握と、法的問題の解消に向けた連携の促進を図るため、地方自治体（静岡県伊豆市・函南町・伊豆の国市）、社会福祉法人（長崎県の南高愛隣会、滋賀県の社会福祉法人グロー）、法務省（大臣官房司法法制部）等に常勤弁護士を派遣し、外部研修を実施した。

【資料36】平成26年度常勤弁護士研修実施状況

イ 一般契約弁護士・司法書士の確保

【年度計画】

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、弁護士会、司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を深めつつ、一般契約弁護士・司法書士の人数を前年度以上にする。

1 扶助契約弁護士及び扶助契約司法書士の確保

民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の業務態勢を全国的に均質なものとするため、本部においては平成27年2月に講習会「民事法律扶助ってなぬに～活用のノウハウ～」を日本弁護士連合会と共催、同講習会へ講師を派遣して民事法律扶助業務及び震災法律援助業務の周知及びそれらの利用促進に努めた。また、47地方事務所において、弁護士会、司

法書士会と連携しつつ説明会や協議会の実施又は説明資料の配布を行う等、一般契約弁護士・司法書士の確保及び制度に対する理解を深めるための取組を展開した。

その結果、平成26年度末における一般契約弁護士数は20,176名（平成25年度末から1,017名増）、一般契約司法書士数は6,897名（同183名増）と、いずれも前年度以上となった。

【資料17】 契約弁護士数

【資料18】 契約司法書士数

【資料49】 契約弁護士・司法書士への研修実施状況

2 国選弁護人契約弁護士及び国選付添人契約弁護士の確保

(1) 説明会等の実施

ア 説明会の開催・説明資料の配布

各地方事務所において、弁護士会主催又は支援センター主催（弁護士会との共催を含む。）の説明会を開催するとともに、研修を実施し、また、独自の広報用資料を配布するなどして、国選弁護関連業務及び国選付添関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

イ 解説書の配布

各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布した。

(2) 契約弁護士の確保

国選弁護人契約弁護士の契約数は、平成26年4月1日時点の24,055名から平成27年4月1日時点の25,218名に増加しており、後者は、全国の弁護士の69.2%に相当するものである。

国選付添人契約弁護士の契約数は平成26年4月1日時点の9,637名から平成27年4月1日時点の12,512名に増加している。

【資料 20】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

【資料 21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

3 被害者参加弁護士契約弁護士の確保

(1) 被害者参加弁護士契約弁護士確保の取組

ア 支援センター本部における取組

支援センター本部では、日本弁護士連合会との協議の場で被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況を説明するとともに、被害

者参加弁護士契約締結に向けての協力要請等を行った。

イ 地方事務所における取組

地方事務所においては、50地方事務所のうち45地方事務所において、以下の方法により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明会等を行った。

(ア) 弁護士会主催の説明会・研修会等への参加

(イ) 地方事務所主催の説明会の開催

(ウ) 地方事務所・弁護士会共催による説明会・意見交換会の開催

説明会等の開催に至らなかった5地方事務所（茨城、山形、青森、札幌、函館）においても、各弁護士会の執行部、犯罪被害者支援委員会等との協議を行い、一般被害者参加弁護士契約弁護士数の増加に取り組んだ。

(2) 契約弁護士の確保

前記(1)の取組の結果、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は平成27年4月1日現在4,122名（前年度同日比422名増）となった。このうち、女性弁護士数は平成27年4月1日現在881名（前年度同日比91名増）となった。

【資料35】被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

【資料50】被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(3) 組織の適正性堅持

ア ガバナンスの強化

【年度計画】

(ア) 本部においては、支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長の指示が支援センターの業務運営に的確に反映されるよう、次のとおり組織運営を行う。

a 執行部会を定期的に開催し、決定事項については、速やかに組織内に伝達する。

b 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。

c 地方事務所においても、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。

(イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うもの

であるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。

1 本部における組織運営等

理事長の招集により毎月2回以上（合計25回）、本部において執行部会を開催し、会議終了後に決定事項等の議事の要旨をとりまとめ、本部役員及び地方事務所職員への伝達を行い、理事長の決定事項及び支援センターの課題等が速やかに職員に周知されるよう努めた。また、執行部会での指摘事項を本部担当課室において検討させ、その対応状況を執行部会へフィードバックする取組を行った。

全国地方事務所長会議及び全国地方事務所事務局長会議を各1回、ブロック別協議会をブロック別に1回ずつ計8回開催し、支援センターが抱える課題等について情報交換を行った。

地方事務所においても、随時、執行部会議を開催し、本部が決定した業務運営方針に基づき迅速かつ的確な業務運営を実施した。

2 常勤弁護士の業務におけるガバナンス強化の取組

支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上でその実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応える常勤弁護士を育成するため、今年度、事務連絡を发出して、改めて地方事務所執行部会への常勤弁護士の出席、地方事務所執行部と常勤弁護士との意見交換会・勉強会等の実施、常勤弁護士業務研修における中期計画等に関する講義の実施等に取り組んだ。

イ 監査の充実・強化

【年度計画】

監事監査は本部ほか6地方事務所で、内部監査は本部ほか50地方事務所・地域事務所等で、情報セキュリティ監査は6地方事務所で、それぞれ実施するが、内部監査については、支援センターの任務を有効かつ効率的に果たすため、リスク評価に基づき、改善のための方策を提示する手法により実施する。

内部統制の構築及び運用状況につき、会計監査人監査の指摘を踏まえ、これを監事監査及び内部監査の際に点検するとともに、情報共有の場を2回以上設けるなど、会計監査人監査との連携強化を図ることにより、監査全体を効率的、効果的に実施する。

1 監査の実施

(1) 監事監査

本部及び6地方事務所において実施し、その結果は理事長へ報告するとともに被監査事務所へ通知した。

(2) 内部監査

本部及び地方事務所・地域事務所等（コールセンターを含む。）51事務所において実施した。リスク存否の観点から重点監査項目を設定して事前の予備調査を行い（リスクアプローチ的手法）、各項目が適切になされているかを監査した。その結果は理事長へ報告し、被監査事務所へ指摘事項を通知し、被監査事務所における改善状況を本部所管課室において確認した。

(3) 情報セキュリティ監査

6地方事務所において実施し、被監査事務所に対して必要な改善指導等を行った。その結果は支援センター情報セキュリティ責任者である本部事務局長へ報告した。

2 効率的・効果的な監査

内部統制の構築及び運用状況については、会計監査人監査を踏まえて、これを監事監査及び内部監査において点検した。

監事及び監査室は会計監査人との情報共有の場を2回設けて会計監査人監査と連携強化を図り、監査全体を効率的・効果的に実施した。

ウ コンプライアンスの強化

【年度計画】

各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組等を踏まえ、規程の整備・運用等の内部統制を更に強化するための必要な措置について検討・実施し、職員に対してコンプライアンス・マニュアルを用いた研修を実施するなどして、法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。

1 内部統制強化のための取組

ガバナンス推進委員会において各種監査結果やこれまでのコンプライアンス推進の取組を分析し、内部監査における重点対応項目を設定した。

また、支援センターの内部統制強化のための検討会を開催し、内部統制

システムの整備に関する事項を新たに盛り込んだ業務方法書の変更を行った（平成27年3月19日法務大臣認可）。

2 職員に対するコンプライアンスの推進

全職員を対象にコンプライアンス・マニュアルを用いた事例検討会を実施した。そのほか、平成26年度はガバナンスレポートを7回発刊した。

コンプライアンスの周知・意識向上の推進として、コンプライアンス強化月間を設定し、コンプライアンスに関する標語募集を行い、コンプライアンス・マニュアル理解度チェックシートの実施を全職員対象に行った。

職員階層別研修（集合研修）にコンプライアンスに関する講義の時間を設定し、意識の向上を図った。設定した研修は、新規採用者研修、ブラッシュアップ研修、3級昇格者研修、マネジメント基礎研修である。

エ 情報セキュリティ対策

【年度計画】

情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討を進めるとともに、職員研修等を通じて情報セキュリティに関する職員の意識向上を図るなどの情報セキュリティ対策を実施する。

1 情報セキュリティ関連規程の改定に向けた検討

政府のIT総合戦略本部及び情報セキュリティ政策会議の方針に準じたセキュリティ対策について検討を行った結果、平成26年6月1日付で情報セキュリティ対策基準及び情報取扱要領の改定を行った。

具体的には、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成24年度版）に基づいて検討を行い、近年新たにセキュリティ上の脅威として問題となっているなりすましメール対策、標的型攻撃対策及びサイバー攻撃への迅速・的確な対処についての措置等、支援センターにとって重要な点を盛り込む改定を行った。

2 情報セキュリティに関する研修の実施

職員の意識向上のための各種研修を実施した（合計7回）。

- ・初任者研修（2回）
- ・ブラッシュアップ研修（2回）
- ・マネジメント基礎研修（1回）
- ・総務部門担当者研修（1回）
- ・常勤弁護士新任業務研修（1回）

(4) 関係機関等との連携強化

ア 効果的な連携方策の策定

【年度計画】

(7) 地方協議会の開催等

- a 本部及び地方事務所は、関係機関・団体との連携を強化すべく関係機関連絡協議会、地方協議会等の会議を開催するに当たっては、支援センターの業務運営の公正性・中立性かつ多様性の確保の観点から、その人選を行う。
- b 平成26年度においては、28地方事務所以上において、複数回の地方協議会等を開催するものとする。
- c 地方協議会等の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫するとともに、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知するほか、参加者に対するアンケート調査等を実施するなどして意見を聴取する。また、各地方事務所の取組状況のうち、参考となる事例を全国に普及させる。

(1) 関係機関等との連携強化

- a 利用者に対する充実したサービスの提供を図るとともに、高齢者・障がい者等に対する法的支援に適切な対応ができるよう、地方公共団体、福祉機関・団体や弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体等との意見交換や研修等を行い、連携の維持・強化を図る。
- b 窓口対応専門職員や常勤弁護士を活用した関係機関等との意見交換や研修等については、司法ソーシャルワークに関する検討状況を踏まえ、席数と業務量との比較やそれぞれに求められる役割等を勘案しながらそのような意見交換や研修等の実現に向けた方策を検討する。
- c 本部において法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議等を年1回開催し、中央レベルでの連携・協力関係の維持・充実に努める。本部において関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。
- d 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明や意見交換会等の回数を前年度に比して増加させるとともに、地方公共団体その他関係機関・団体が主催する各種会議に参加し、支援センターの関与の度合いを高める。

1 地方協議会の開催等

平成26年度は、全国の地方事務所において合計99回（平成25年度95回）の地方協議会を開催した。

そして、29地方事務所において複数回の地方協議会等を開催した。

その開催に当たっては、議題や開催方法等に応じた関係機関・団体を検討した上での出席依頼を行った。また、関係機関・団体に対し、支援センターに関する事前のアンケート調査を実施し、地方協議会の際に寄せられた意見等を詳細に聴取するとともに、得られた意見等を業務に反映した。さらに全国地方事務所長会議等において、地方協議会の場で得られた意見に基づく具体的改善例等を報告した。

2 関係機関等との連携強化

- (1) 全国で開催された地方協議会のうち41地方事務所52回については、高齢者・障がい者等に対する法的支援をテーマとした。そのほか、各地の地方事務所において、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会等の高齢者・障がい者支援を担う福祉機関・団体を個別訪問して意見交換を実施するなどした。特に、地域包括支援センター、福祉事務所、社会福祉協議会の3機関を対象とした取組を計429件にわたって実施した。

具体的事例の一部は以下のとおりである。

東京地方事務所においては、新宿区と連携し、常勤弁護士が地域包括支援センターを定期的に巡回するなどして、法的支援を求める利用者に対し適切な支援ができるよう対応した。

福岡地方事務所においては、生活保護受給者の自立支援のため、福岡市内の福祉事務所とのホットラインを設置し、法的問題を抱えた生活保護受給者の相談を受け付けるとともに、契約弁護士による巡回相談を実施して民事法律扶助による法的支援を受けられるよう対応した。

静岡地方事務所においては、精神に問題を抱えた方が適切な法律相談を受けられるよう、静岡県との共催により、精神保健福祉士又は産業カウンセラーが同席することによりメンタルヘルスにも配慮した法律相談会を実施した。

- (2) 窓口対応専門職員が有する経験等を活かすために、関係機関等との意見交換会に参加することを検討し、地方事務所の実情に即してこれを実施した。また、司法ソーシャルワークの事業計画において、常勤弁護士による関係機関等との連携への積極的な関与を盛り込み、取組を進めた。
- (3) 本部において、法務省が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議（平成26年10月、23府省庁等が出席）に参加し、関係機関等において支援センターの業務内容及び被災地支援について理解を得るとともに、連

携強化を図った。

- (4) 地方公共団体その他関係機関・団体に対する業務説明、意見交換会等を2,753回実施した（平成25年度2,387回）。地方公共団体その他関係機関・団体が主催する会議等に参加し、具体的事案が発生した場合に支援センターを紹介してもらえるよう取り組んだ。

イ 連携強化のための体制構築

【年度計画】

支援センターの業務運営に当たっては、関係機関・団体との密接な連携が必要となることに鑑み、その実施を担う地方事務所の執行部への地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の起用や、そのような知識・経験を有する者の活用を図る観点からの職員の配置など、関係機関との連携強化に資する多様性のある体制の確保を図る。

- 1 地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者の地方事務所執行部への起用

全国地方事務所長会議等の様々な場を通じて必要性の浸透を図る一方、地方事務所においては、業務運営の管理に関する重要事項を協議する役割を担う立場から、関係機関との連携強化等を目的に、当該執行部に多様性を持たせる必要性について十分な協議を行い、関係機関等に幅広く理解を求めた。

その結果、函館地方事務所の執行部に新たに1名、地方自治・福祉関係等の知識・経験を有する者を起用することができた。

また、次年度当初に向けて3か所の地方事務所において3名の者を起用すべく調整を図った。

- 2 地方自治体との連携

地方自治体からの要請により、自治体内に支援センターの窓口を設置し、職員を派遣して自治体との連携を図った。

- (5) 報酬・費用の立替・算定基準

【年度計画】

民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする事、事件の困難性や担い手が行う業務内容

を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行うための準備を行う。

1 立替基準についての検討準備

民事法律扶助業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとする、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から検討を行う必要がある。そこで、立替基準についての検討を行うための準備の一環として、「民事法律扶助審査基準・運用検討プロジェクトチーム」において、平成26年度中に5回、約1年半にわたる議論を行い、多くの論点に関してとりまとめの方向性について一致を見るなど、現行基準の下での運用の適正化・平準化の取組を進めた。

2 算定基準についての検討準備

法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会の審議結果において、附帯事項として、現在の被疑者国選弁護制度の報酬は接見回数を主な要素として算定される仕組みとされているところ、公費支出の合理性・適正性をより担保するための措置が講じられることが必要である旨の指摘がなされたことを受けて、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、本部との間で、被疑者国選弁護制度の報酬算定のあり方について、11回にわたり、協議の場をもった。この協議により、被疑者国選弁護制度の報酬の主要な部分については、多角的な視点を踏まえた算定基準の改定の検討を行うための準備が整った。

(6) 自然災害等に関するリスクへの対応の構築

【年度計画】

自然災害等に関するリスクに対応するため、支援センターの業務継続計画策定に必要な情報収集などの準備・検討を行う。

特に業務継続計画の一部となる、情報システム運用継続計画（IT-BCP）を策定するとともに、自然災害等が発生した場合であっても継続して安定稼働できる能力を有する情報システムの構築に向けた情報収集などの準備・検討を行う。

大規模地震をはじめ、自然災害のリスクに備えた業務継続計画を策定するため、その準備検討を行った。業務継続計画においては、支援センターとし

て継続すべき優先業務を整理し、業務継続に必要な措置等を定める必要があることから、関係機関の業務継続計画等の収集・分析や、現時点での支援センターにおけるリスク災害への対応状況の調査を行った。その上で、業務継続計画骨子を作成した。

また、被災時における情報システム運用継続計画（IT-BCP）を策定し、被災時の復旧手順に関する情報収集及び検討を行った。

2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 支援センターの業務全般に関する効率化

ア 総論

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、効率化を図るため、以下に掲げる各業務における目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

イ 一般管理費及び事業費の効率化

【年度計画】

(ア) 人件費について、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び「国家公務員の給与構造改革」の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持により、合理化・効率化を図る。管理業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、支援センター全体として管理部門をスリム化することについて検討する。

(イ) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい弱い立場の人への総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化を図る。具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、以下の削減を行う。

一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。）を前年度比1パーセント削減する。

(ウ) 各種契約手続については、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。これら競争的手法を活用するに当たり、複数年契約及び一括調達の効果的活用を図るほか、特にこれまで一者応札・一者応募になっている案件については、公告期間及び履行期間の十分な確保、公告方法の検討及び仕様書の見直しを行うなど、一層の競争性の確保に努める。

また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行うとともに、性質随意契約による場合においては、契約内容の妥当性及び相当性を十分精査する。これらの取組によって、経費の節減を図る。

1 人件費の合理化・効率化

業務内容に応じ、柔軟な雇用形態を活用してパートタイム・フルタイムの非常勤職員の配置を行い、給与体系についても、国の制度に準じた内容の給与規程を維持している。

国家公務員との給与水準の比較指標（ラスパイレス）は、80.6ポイントとなっている。

管理部門については、給与支給事務については、システム利用によって申請のペーパーレス化を進めており、旅費計算についても財務会計システムの精算メニューの活用や各種書式の改定によりスリム化を進めているところ、さらに、給与計算に関するアウトソーシングの活用についても検討を行っており、管理部門のスリム化については、引き続き検討するものとする。

なお、借上宿舍規程等の改正により、貸与対象者や宿舍規格等を見直し、経費削減に努めている。

2 一般管理費及び事業費の効率化

(1) 一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）の効率化減

平成26年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（1,886,050千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は1,880,695千円である。これは、前年度の人件費及び公租公課を除く一般管理費（2,295,085千円）と比べ、対前年度414,390千円の削減となった（18.1%減）。その結果、人件費及び公租公課を除く一般管理費について、前年度比3%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、消耗品・備品等の節約により79,806千円の消耗品費等を、新宿出張所統廃合により42,931千円の事務所借上料を、再リース、契約プランの見直し等により14,687千円の端末借料等を、それぞれ削減した。

なお、削減額が414,390千円（18.1%減）と大きくなっているのは、平成25年度において新宿出張所の統廃合を行ったことなどから、これに要する工事費等の経費が同年度実績に含まれていることによるが、これらに係る経費（合計78,479千円）を差し引いた場合でも、対前年度比（15.2%）の減となり、3%を上回る削減額を達成している。

(2) 事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く。以下同じ。）の効率化減

平成 26 年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（919,636 千円）のうち、新規追加・拡充分を除いた額は 792,921 千円である。これは、前年度の立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費（918,913 千円）と比べ、対前年度 125,992 千円の削減となった（13.7%減）。その結果、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助事業経費を除く事業費について、前年度比 1%を上回る削減額を達成した。経費削減の主な内容としては、印刷物の節減により 6,227 千円の印刷製本費を、コールセンター品質評価委託契約の調達内容の見直しにより 3,529 千円の雑役務費を、ネットワーク回線の見直し等により 2,434 千円の I P 回線使用料を、それぞれ削減した。

なお、削減額が 125,992 千円（13.7%減）と大きくなっているのは、平成 25 年度においてデータ保全センターの構築及び消費税増税に伴うシステム改修を行ったことから、それらに要する経費が同年度実績に含まれていることによるが、これらに係る経費（合計 71,414 千円）を差し引いた場合でも、対前年度比 54,578 千円（6.4%）の減となり、1%を上回る削減額を達成している。

(3) 各種契約手続の競争性・透明性・公正性確保

物品の購入、事務所・宿舍の賃借、工事の請負その他の契約を行うに当たり、特定の者でなければ納入できないような性質上やむを得ないものや少額随意契約に該当するものを除いて、一般競争入札及び総合評価方式等の競争的手法を活用して契約を行った。

競争的手法を活用するに当たっては、競争性を十分に確保するため、一者応札となった契約を精査するとともに、ホームページで公表している「一者応札・応募に係る改善方策について」に従って、入札参加が見込まれる業者に対し積極的に入札情報の P R を行った。また、入札に関する情報として、公告文に加えて入札説明書及び仕様書等をホームページに掲示する措置を講じた。

さらに、少額随意契約の場合においても、複数の業者から見積りを徴収し、最も低額な価格で契約しているほか、性質随意契約の場合であっても、契約内容を十分に精査して、見積書を複数回求めるなどの工夫を行うことにより、経費の削減を図った。

なお、支援センターにおける平成 26 年度の契約の状況については、業務実績報告書別紙 4 のとおりである。

ウ 事務所の業務実施体制の見直し

【年度計画】

(7) 出張所

出張所については、取扱件数等の業務量、利用者の利便性等、地域における法的ニーズの把握に努め、その設置・存置、職員の配置等の必要性について検討し、必要な見直しを行う。

(イ) 司法過疎地域事務所

- a 司法過疎地域事務所の設置・存置等については、設置基準の厳格化というこれまでの取組に加え、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望について、本部でその必要性について検討し、法務省、日本弁護士連合会の意見を聴取した上で、最終決定するとともに、その検討過程についても明らかにする。
- b 司法過疎地域事務所の設置に当たっては、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士1人当たりの人口、地域の要望・支援、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、採算性等の要素について、効率的かつ効果的な業務運営及び支援センターの業務の補完性の観点をも踏まえ、総合勘案して行う。
- c 司法過疎地域事務所ごとで取り扱う事件の種類・件数等の業務量を把握・分析し、上記bの要素を踏まえて存置等の必要性や常勤弁護士の配置人数について不断に検討し、必要な見直しを行う。事件の性質や関連機関との連携強化への取組など取扱事件数が業務量に直結しないなどの事情がある場合には、その存置等の必要性について、十分な説明責任を果たす。

1 出張所

(1) 出張所

震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した合計7か所の被災地出張所については、平成27年3月末日が設置期限とされていたところ、被災地地方自治体の要望等を踏まえ、いずれもその設置期限を3年間延長し、被災者の法的支援態勢の一層の充実を図った。

(2) 出張所の業務実施体制に関する検討

東京地方事務所の移転に伴い、平成26年6月に新宿出張所を廃止した。また、出張所の業務量等の基礎情報の把握に努めるとともに、事務所の業務実施体制の見直しに関する検討作業を推進するための組織体を本部に設置するなど、体制の整備を行った。

2 司法過疎地域事務所の設置・存置等

第2期中期計画上の司法過疎地域事務所の設置基準(第3期中計画においても踏襲)に基づき、実働弁護士1人当たりの人口(25,283人)、地方裁判所本庁からの移動距離・時間等(秋田地裁本庁からの移動距離は約109キロメートル、移動時間は約2時間)を勘案するとともに、法律事務取扱業務量(配置年度に予想される国選弁護事件数を基に、実働弁護士1人当たりの年間事件数及び契約弁護士1人当たりの年間事件数は共に約28件)、地方公共団体や地方事務所の要望(鹿角市より要望あり)も踏まえて設置の必要性等を検討し、平成26年度は鹿角地域事務所を設置した。

鹿角地域事務所の設置に当たっては、事務所の無償貸与を実現するとともに、法務省及び日本弁護士連合会の意見聴取を実施した。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(平成27年3月31日現在)

(2) 事業の効率化

ア 情報提供業務(犯罪被害者支援業務の一部を含む。)

【年度計画】

- (ア) 利用者において適切な窓口を選択することを可能とするため、コールセンター及び地方事務所の情報提供の種類や業務内容等について、ホームページや広報、関係機関との打合せ等を通して周知を図る。
- (イ) 引き続き、地方事務所からコールセンターへの電話転送を行い、情報提供業務の効率的運用を図る。
- (ウ) コールセンターにおけるオペレーターの効率的な配置をすることにより、90パーセント以上の応答率を維持し、放棄呼(入電したもののうち、受電できなかったものの件数)の減少に努める。
- (エ) コールセンターにおいて、民事法律扶助業務の資力要件確認等の新たなサービスによる業務量の動向を勘案しながら、1コール当たりの運営経費を前年と同一の水準に維持する。

1 コールセンター及び地方事務所の役割の明確化と周知

ホームページやパンフレット、関係機関との各種会議等において、電話による問合せはコールセンターを案内することを原則とし、最初から民事法律扶助を希望する利用者や面談による情報提供(参考資料等を利用して情報提供を行う必要がある場合)を希望する利用者については地方事務所を案内するとの取扱いについての説明を継続的に実施した。

また、テレビCM、WEBサイト、新聞広告などを通じて、震災法テラスダイヤル（フリーダイヤル）を広く案内した。

以上の結果、前年度（522,581件）を上回る情報提供件数529,430件に対応するとともに、情報提供件数に占めるコールセンターでの対応件数の割合について、平成26年度は62.5%とし、6割超を維持した（前年度60.0%）。

2 コールセンターへの内線転送件数の増加

引き続き内線転送を推進した結果、内線転送件数につき、平成26年度は19,030件に増加した（前年度18,042件）。

3 オペレーターの効率的配置

コールセンターの受電傾向を分析し、平日昼間の人員を多く配置し、夜間及び土曜日の人員を少なく配置するなど、業務運営の効率化を図った。

また、メール件数の増加への対応として、土曜日にメール対応オペレーターを2席配置した（電話対応からメール対応への配置換え）。

その結果、平成26年度は応答率が95.9%（前年度95.2%）と昨年度を超える応答率を達成し、応答率90%以上を維持するとともに、放棄呼（入電したもののうち、受電できなかったものの件数）が極めて少ない状態を維持するなど、オペレーターの効率的な配置を実施した。

4 コールセンターの業務量・範囲の拡大

コールセンターにて民事法律扶助の資力要件確認を実施するサービスについては、平成26年度に31地方事務所まで拡大をした（前年度15地方事務所）。加えて、メールによる情報提供件数が、平成26年度は22,982件と約57%増加した（前年度14,599件）。

5 1 コール当たりの運営経費

1 コール当たりの運営経費は、平成26年度629.8円（前年度631.3円）となり、コールセンターの業務量が大幅に増加したにもかかわらず、前年度と同水準を維持した（前年度比0.3%減少）。

なお、コールセンター運営経費には、スーパーバイザー職員（オペレーター職員の管理・指導及び電話対応業務支援を行う者）の人件費は算入していない。支援センターでは、平成23年度にコールセンターを外部委託から自主運営に切り替えた後、平成25年度までは常勤職員が日常業務の傍らスーパーバイザーを担当してきたが、自主運営の結果、オペレーター職員が業務に習熟し、スーパーバイザーを担当できるようになったことから、経費節減の観点もあり、オペレーターの中から登用された職員がスーパーバイザーを担当する方法を導入した。平成25年度まではスーパーバイザー

の person 費はコールセンター運営経費に算入しておらず、これと同様の条件で比較するため、平成26年度のスーパーバイザーの person 費についてもこれを算入しないこととした。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

【資料8】平成26年度情報提供件数の推移

【資料43】平成26年度における相談分野の概要（問合せ上位20位）

【資料44】平成26年度における関係機関紹介状況

イ 民事法律扶助業務（震災法律援助事業を含む。）

【年度計画】

審査の適正を損なわず合理化を行うため、簡易な案件について単独審査を行い、単独審査の率について前年度以上の増加に努める。また、審査の適正性を確保しつつ、書面審査の活用や提出書類の合理化などの取組によって、事務手続の平準化・合理化を図る。

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等については、両地域又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士による共同受任を検討するなど、事件処理の合理化・効率化に努める。

1 単独審査の積極的活用

同時廃止決定が見込まれる破産事件等の簡易な案件について単独審査によることを推進した結果、審査付議件数が少ないため、別に単独審査の機会を設けることや単独審査対象案件の選別を行うことがかえって事務負担となる小規模地方事務所等を除き、43地方事務所（平成25年度は40地方事務所）において単独審査が実施されたほか、昨年度に引き続き、全地方事務所で書面審査が活用される等、審査の適正を確保しつつ事務手続の合理化を進めた。

2 事務の平準化・合理化の取組

援助申込者からの審査提出書類の統一化に向けた従前からの検討を踏まえ、平成26年7月に案件類型別に必要書類を定め、全地方事務所で統一した取扱いとする旨の通知を発出する等、事務の平準化・合理化の取組をさらに進めた。

3 常勤弁護士同士による共同受任の促進

被援助者の住居地と事件管轄地域とが遠く離れている事案等、両地域

又は近接する地域に勤務する常勤弁護士同士あるいは常勤弁護士と一般契約弁護士とによる共同受任が事件処理の合理化・効率化の観点から適切な場合があることから共同受任のあり方について検討を進め、「民事法律扶助における共同受任マニュアル」として取りまとめた内容を発出するなど、事件処理の合理化・効率化に向けた取組を進めた。

ウ 国選弁護等関連業務

【年度計画】

国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件について、地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担、事務手続の合理化の進展状況を注視しつつ、更なる見直しの必要性・相当性について検討する。

国選弁護人契約における一括契約について、弁護士に対する説明会や説明資料等を利用して周知を行い、契約数の増加に努める。

1 不服申立ての事務手続の変更

報酬算定に対する不服申立てについて、「判断が容易であり、理事長の判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理できる制度を導入して5年目に入ったが、平成26年度は、合計463件の不服申立てのうち82件（前年度比5件増。約17.7%（前年度約23.6%））について地方事務所限りで処理されている。

2 一括契約弁護士数の増加

全地方事務所において、弁護士会の協力を得ながら、一括契約の解説が記載された国選弁護業務の解説書である「国選弁護関連業務の解説」を全国の一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布するなど一括契約の増加に努めた。

その結果、支援センターとの間で一括国選弁護人契約を締結している弁護士数は、平成26年4月1日時点では8,748名であったところ、平成27年4月1日時点では9,402名と増加した。

3 一括契約可能件数に占める一括契約件数の割合

一括契約に基づき報酬算定がされた事件数は、平成25年度同様、2件であった。

なお、一括契約は、複数の即決被告事件について報酬及び費用が一括して定められる契約であることから、これに基づく報酬算定がなされるた

めには、前提として、ある地方事務所において同一の日に複数の即決被告事件の指名通知請求があることが必要になるが、①即決被告事件の数自体が712件（平成25年度は714件）とほぼ横ばいの状況となっており、②そのうち、一括契約の対象外となる被疑者段階から弁護人が選任されている事件の数は561件（平成25年度は549件）と増加したことから、一括契約の対象となり得る事件の総数（すなわち、①から②を差し引いた事件の数）は151件（平成25年度は165件）と減少した（前年度比約8%減）。一括契約件数の割合は1.2%から1.3%と増加している。

4 関係機関との協議

各地方事務所において、必要に応じて、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括契約に関する事件の配点方法について確認した。

【資料45】平成26年度不服申立件数一覧表

エ 司法過疎対策業務

【年度計画】

司法過疎地域事務所の設置だけでなく、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等の司法過疎対策と連携しつつ、必要に応じて、支援センターの既存インフラの利用を認めるなど、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を検討する。

司法過疎地域事務所の設置以外の司法過疎対策として、司法過疎対策に携わる弁護士に、支援センター地方事務所等の既存のインフラを利用させるなどにより、その担い手を確保し、より効率的かつ効果的な形での司法過疎地域における法律サービスの提供を行うべく検討を行った。また、常勤弁護士及び一般契約弁護士による巡回法律相談の充実、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会等との法律相談会の共催及び指定相談場所の指定等に関する細則の改正についても検討した。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 情報提供業務

ア 情報提供業務の質の向上

【年度計画】

(ア) オペレーター等の質の向上(客観的評価の実施)

情報提供窓口の質の向上を図るため、コールセンター及び各地方事務所の情報提供窓口での対応に関する第三者による客観的評価を平成26年度中にそれぞれ1回以上実施し、業務内容や電話対応等にフィードバックして業務改善を図ることにより、窓口対応の質の向上を図る。

(イ) 情報提供に係る外国人のニーズへの対応

地方事務所において、外部委託による通訳サービス業者を通じた多言語情報提供サービスを提供することにより、外国人のニーズに適切に対応する。

(ウ) F A Q等の充実と活用

常に法制度の新設、制度内容の変更や社会情勢の変化に速やかに対応し、これらの法制度を紹介するF A Qや新規に関係を構築した関係機関情報や変更のあった関係機関情報に係るF A Qの追加・更新などデータベースの一層の拡充を図る。震災に関する法制度情報等についても、逐次更新追加を行う。ホームページ上のF A Q公開について、現行の内容をより充実させるとともに、件数を増加させる。

(エ) 民事法律扶助制度へのスムーズな橋渡し

先行実施しているコールセンターにおける民事法律扶助資力要件確認の対象地域を拡大し、法律相談を実施している地方事務所へスムーズな橋渡しを行う。

(オ) 利用者の利便性の向上(地方事務所における情報提供の特性をいかすため、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討する。)

(カ) アンケート調査の実施

ホームページにおける通年のアンケート調査やコールセンター及び地方事務所での期間を設定した情報提供利用者に対するアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

1 第三者による客観的評価の概要

(1) コールセンター

平成26年8月から同年10月にかけて、平成25年度実施したものと同様の音声ログ調査(離婚問題・相続問題)各15本(計30本)とミステリーコール(電話対応状況覆面調査)2事例(離婚問題・相続問題)各5本(計10本)を実施し、評価を行った。

(2) 地方事務所等

前記期間において全ての地方事務所・支部61か所に対する前記ミステリーコール同事例各1本(計2本)、計122本について評価を行った。

(3) 評価

対応については、①基本対応に関する事項（オープニングトーク、保留回数等）、②話し方・聴き方に関する事項（相づち、クッション言葉等）、③説明に関する事項（専門用語の置き換え、復唱確認等）、④問題解決に関する事項（選択肢の提供等）及び⑤顧客満足に関する事項（不安の排除等）の5分野28項目についてそれぞれ評価を行い、その平均達成率は約69%（前年度約71%）であった。

また、対応に関する評価に加え、更なる情報提供業務の質の向上を図るため、当該事例に係る必要かつ正確な法制度・関係機関情報の提供がなされているか否かとの観点から、合計28項目の評価を行った（離婚問題事例13項目の評価に係る平均達成率は約47%、相続問題事例15項目の評価に係る平均達成率は約56%。前年度は労働問題の平均達成率約28%、相続問題の平均達成率約56%。）。

客観的評価の結果、情報提供が不十分な点については、音声ログを効果的に活用するなどし、コールセンターにおけるオペレーターを対象とした研修、本部における窓口対応専門職員を対象とした研修及び地方事務所等における窓口対応専門職員及び一般職員を対象とした研修等を通じてフィードバックを行っている。

2 多言語情報提供サービスの提供

地方事務所において、日本在住外国人からの問合せに対応するため、通訳サービス業者に外部委託し、電話による多言語情報提供サービスを実施した（対応言語は、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語の5言語。）。

3 F A Q等の充実と活用

(1) F A Qの追加・更新

業務開始以降コールセンター等に寄せられた問合せを分析するとともに、オペレーターが業務上必要と感じる案件のF A Q化にも努め、データベース上のF A Qの随時更新・増加を図った。また、よく利用されるF A Q約960問をホームページで公開している（平成26年度における公開F A Qの閲覧数は計478,268件）。

<平成26年度におけるF A Q更新件数>

- ・更新件数： 614件（うち震災関連6件）
- ・新規投入件数： 314件（うち震災関連4件）
- ・総件数： 4635件（うち震災関連595件）

(2) 関係機関データベースの追加・更新

関係機関情報については、地方事務所を中心に、関係機関データベ

ースの更新作業（利用のない窓口の登録抹消等を含む）を行うとともに、新たに連携した関係機関の窓口を加え、24,400件余の登録を行っている。数年の間に全く利用のない窓口の登録抹消等を行ったことにより、昨年度と比べて窓口の総登録件数は減少しているが、上記作業によって利用者に必要な情報を提供する体制がより整備された。

<平成26年度における関係機関データベース>

- ・新規登録した関係機関窓口件数： 約330件
- ・更新件数（利用のない窓口登録抹消等含む）：約7,500件
- ・関係機関登録総件数： 約24,400件

4 民事法律扶助業務の資力要件確認サービスの拡大

平成24年度から、法律相談援助を希望する利用者については、コールセンターにおいて資力要件を確認し、地方事務所に転送する運用を開始し、平成26年度に31地方事務所・支部まで拡大した（平成25年度 15地方事務所・支部）。

5 アウトリーチを用いた情報提供方法

法的問題を抱えていると認識していない潜在的利用者の存在も考慮し、利用者への直接的情報提供に加え、関係機関を通じての利用者アプローチを含む、地方公共団体、福祉機関・団体等にアウトリーチするなどの情報提供方法等について検討し、司法ソーシャルワークの事業計画を策定した。

6 アンケート調査の実施

(1) ホームページにおけるアンケート

【3.3（満足度5段階評価）※前年度3.1】

地方事務所やコールセンター、メールによる情報提供の利用者に対し職員対応、内容の的確性、支援センターをどのように知り、どのように利用したのかについて、ホームページ上でのウェブによる利用者アンケートを行っている。平成26年度もこれを継続して実施し、メールによる情報提供の利用者に対しては、有効回答率の向上を目指して返信文にアンケートへの協力を依頼する文言を掲載した（362件回答）。

(2) コールセンターにおけるアンケート

【4.7（満足度5段階評価）※前年度4.6】

コールセンターにおいては、平成26年11月13日から同年12月12日までの間、電話によるコールセンター利用直後に、オペレーターの対応についての満足度調査を実施し、5段階評価で4.7の満足度を得た（調査対象総件数19,379件中2,640件回答。有効回答率13.6%）。

(3) 地方事務所におけるアンケート

【4.5（満足度5段階評価）※前年度4.5】

地方事務所については、平成26年9月1日から同26年11月30日までの間、面談による情報提供を受けた利用者、職員がアンケート用紙を渡

して協力を依頼する方式で実施し、5段階評価で4.5の満足度の評価を得た（総面談件数4,494件中1,609件回答。有効回答率35.8%）。

【資料46】利用者満足度調査

イ 法教育に資する情報の提供

【年度計画】

法教育に係る基本方針、実施計画等を盛り込んだ計画を策定し、全国各地で社会人に向けた法教育に関する講演会及び意見交換会や常勤弁護士による地域の実情に応じた活動等を実施するなどして、法教育に資する情報の普及に一層取り組む。

1 法教育に係る基本方針・実施計画の策定

本部主催のシンポジウム及び全国の地方事務所における各種法教育活動を通して、主として社会人に向け広く法教育に資する情報が普及することを基本方針とし、実施計画を策定した。

2 法教育に資する情報提供の取組

(1) 本部における取組

平成27年2月に東京都において、司法ソーシャルワークをテーマとしたシンポジウム「法テラスシンポジウムー福祉と司法が連携する社会ー」を開催した。同シンポジウムでは、法社会学者による基調講演を行い、常勤弁護士・新宿区職員による法テラスと福祉関係者との連携事例や連携の効果等の実践報告を行い、さらに、パネルディスカッションとして、福祉分野の研究者・新宿区職員・弁護士・著名人による「福祉と司法が連携する社会」に関する意見交換を行った。関係機関の協力の下、社会福祉士、精神保健福祉士などの福祉関係者を中心として、約250名の参加を得た。

シンポジウム実施後には、内容を冊子にまとめ、東京都内の地域包括支援センター、区市町村高齢者福祉課等に送付し、事後的にも活動の周知を図った。

(2) 地方事務所における取組

全国各地で社会人向けの講演会、意見交換会、学校における出前授業、支援センターの業務内容説明等において紛争の未然防止に資する情報の普及に取り組んだ。

全国の50地方事務所全てにおいて取り組みがなされ、実施回数は総計1,935回（前年度1,759回）であり、内訳は市民講座における講演等が428

回（前年度242回）、学校における出前授業等が69回（前年度86回）、支援センターの業務内容説明等が1,438回（前年度1,431回）であった。参加者100名以上のものとして、札幌地方事務所においては演劇を交えて法的トラブルへの対処能力を身に付けるためのイベント、大阪地方事務所においては「落語」を題材とした法律に関するトークイベント、奈良地方事務所及び和歌山地方事務所においては「終活」をテーマとした映画放映と法律講座を行うイベント、徳島地方事務所においては「落語」を題材とした消費者被害の未然防止を図るイベントをそれぞれ実施した。

【資料47】平成26年度 法教育取組一覧

【資料48】法テラスシンポジウム チラシ

(2) 民事法律扶助業務

ア 利用者の利便性の向上

【年度計画】

- (7) 民事法律扶助業務に係る過年度のデータに基づく事件動向の分析その他必要な調査を行いながら、一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施を検討する。また、それぞれの地方事務所で契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等を工夫するなど、利用者の利便性の向上に取り組む。
- (イ) 8割の地方事務所において、代理・書類作成援助申込みから援助開始決定までの平均所要期間を14日以内とする。
- (ウ) 地方事務所においては、関係機関や利用者からの意見・要望等について、契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達するよう努める。本部においては、法制度変更等の全体に関わる事項について、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議や情報提供等を通じ、適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図る。

- 1 一般管理費及び事業費の効率化に留意しつつ、移動相談車両を用いるなどした巡回・出張相談、夜間相談やテレビ電話相談等を活用した援助の実施について検討を進めた結果、まずは離島等、離隔地を対象とするWeb会議システムを利用した相談の実施に向け、優先的に検討を行うこととし、島しょ部自治体からニーズ等について意見聴取したほか、技術面及び経費面での具体的検討を進めた。

また、地方事務所のWebサイト上に契約弁護士・司法書士名簿を掲載する取組を行っている地方事務所での実績を踏まえ、平成26年7月に事務連絡を発出、全国に当該取組を展開するなど、地方事務所における契約弁護士・司法書士に関する情報提供の手法等について工夫を行った。

- 2 書面審査・単独審査を積極的に活用するとともに、審査必要書類に関する統一的な運用を進めることにより、さらに審査の標準化・効率化を図った。その結果、全地方事務所の9割、45地方事務所において、援助開始決定までの平均所要期間を14日以内に短縮した。
- 3 利用者からの意見・要望等を契約弁護士・司法書士へ適時適切に伝達する手順等について検討を行い、その結果に基づき平成26年12月に被援助者からの意見や要望への対応方法に関する要領を地方事務所に対し発出するなど、適切かつ統一的な取組を推進した。

また、法制度変更等の全体に関わる事項について適時適切に契約弁護士・司法書士への周知徹底を図るため、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会との協議及び情報提供等の結果、両会の機関紙等への記事掲載等の協力を得て、契約弁護士・司法書士への適時適切な周知を行った。さらに、ファクシミリ斉送信サービスの導入について検討と調整を進め、同サービス供給契約を締結するなど、契約弁護士・司法書士に対し適時適切に必要な周知を当センターが直接的かつ効率的に行える態勢を整備した。

イ 利用者に対する適切な援助の実施

【年度計画】

- (ア) 法律相談援助における利用者のニーズ分析を通じ、利用者が代理援助と書類作成援助を適切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した資料等の整備を開始し、代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討する。
- (イ) 関係機関・団体に関連する分野に係るリーフレット等を配布するなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者がスムーズに問題解決に必要な代理援助又は書類作成援助にたどり着くことができる環境の整備に努める。
- (ウ) 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努める。

- 1 法律相談援助利用者が、代理援助と書類作成援助とを必要に応じて適

切に選択できるよう、援助の種類・内容や負担費用の違いを記載した利用者への配布用資料等の整備を開始し、利用者を代理援助・書類作成援助に効果的に結び付ける方策を検討した。

- 2 家庭裁判所だけでなく地方裁判所・簡易裁判所からの期日呼出状送付時においても、当センターをご案内いただくことを全国の地方事務所から申し入れるなど、関係機関・団体との連携をより一層図り、利用者が代理援助又は書類作成援助といった問題解決のために必要な方法に、スムーズにたどり着くことができるよう、環境の整備に努めた。
- 3 弁護士会・司法書士会と連携・協力し、労働・DV・犯罪被害者・多重債務等の専門分野に精通した契約弁護士・司法書士を確保し、地域の実情に応じて専門相談の実施・拡充に努めた結果、埼玉地方事務所川越支部において26年度から新たにDV専門相談を開始するなど、7地方事務所3支部2出張所においてDV、労働、女性、消費者、医療、外国人等の問題に関する専門相談を実施した。また、小規模地方事務所等、専門相談を設けるに至っていない地方事務所等においても、契約弁護士・司法書士へのアンケートや弁護士会・司法書士会との連携・協力等により専門分野・取扱分野等の情報を蓄積、相談内容に配慮した配点を行うなどの工夫を行った。

(3) 国選弁護業務

ア 迅速かつ確実な選任・選定態勢の確保

【年度計画】

- (ア) 地方事務所ごとに、国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢に関する裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。
- (イ) 地方事務所ごとに事業年度の当初において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、実施する。

1 関係機関との協議

支部を含む全地方事務所において1回以上関係機関と国選弁護人及び国選付添人の選任態勢について協議の場を設けた。延べ248回、「国選弁護人及び国選付添人の迅速かつ確実な選任態勢について」協議の場を設けた。

また、本部においては日本弁護士連合会と定期的に指名通知の迅速化について協議を行った。

2 目標設定

支部を含む全地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、被疑者国選弁護事件については、全地方事務所において、休日も含め、原則として数時間以内、遅くとも24時間以内としている。被告人国選弁護事件については、多くの地方事務所で、原則24時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。また、国選付添事件の指名通知の目標時間についても、裁判所・弁護士会と協議の上、支部を含め全地方事務所で原則数時間以内、遅くとも48時間以内と設定している。

3 達成度合い

国選付添事件では設定された目標時間内に指名通知がされ、被疑者国選弁護事件及び被告人国選弁護事件については、支部を含め、おおむね設定された目標時間内に指名通知が行われた。被疑者国選弁護事件については、ほとんどの事件が指名通知請求の当日に指名通知に至っており、業務時間外に指名通知請求があったなどの事情から当日中に指名通知に至らなかった事件も若干あるが、全事件のうち24時間以内に指名通知が行われた割合は、平成26年度約99.7%（前年度約99.6%）に増加した。

【資料51】 平成26年度 被疑者国選指名通知状況

イ 裁判員裁判対象事件への対応態勢の強化・充実

【年度計画】

地方事務所ごとに、裁判員裁判対象事件に対する十分な知識・経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が確実かつ迅速に行われ、また、裁判員裁判対象事件における刑事弁護に関する知識や経験を多くの弁護士が共有できるよう、国選弁護人選任方法の運用を工夫することなどについて、裁判所及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成26年度に1回以上設ける。

常勤弁護士については、裁判員対象事件への適切な対応を可能とするため、全常勤弁護士が受講することができる裁判員裁判事例研究研修を実施するとともに、裁判員裁判の経験が少ない常勤弁護士の育成のため、裁判員裁判専門研修を実施し、各地域における対応態勢の強化・充実に努める。また、裁判員裁判弁護技術研究室において終了事件の報告を受け、随時研

修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努める。

1 裁判員裁判に対応できる国選弁護人の選任

支部を含む全地方事務所において、年1回以上、裁判員裁判において十分な知識・経験を有する契約弁護士が国選弁護人として選任されるよう、裁判員裁判名簿の作成や、同名簿登載者の質の確保等について、関係機関との間で協議を行った。

その結果、裁判員裁判用名簿が作成された地方事務所・支部の数は前年度より増加し、また、複数の地方事務所において、同名簿の登載要件あるいは更新要件として、弁護士会における研修等の義務付けが行われるようになった。

2 裁判員裁判に関する知識・経験の共有

上記協議において、裁判員裁判に関する知識・経験が多くの契約弁護士に共有されるための方策についても協議され、複数の地方事務所においては、国選弁護人を複数選任するときは、裁判員裁判を経験した契約弁護士と未経験の契約弁護士を組み合わせるなどの運用上の工夫がなされるようになった。

また、21か所の地方事務所・支部において、裁判員裁判に関する研修を実施した(実施方法は、地方事務所主催のほか、各地の弁護士会との共催、裁判所との共催がある。)。研修のテーマとしては、裁判員法廷を利用した法廷弁護技術研修、模擬評議から検証する弁護戦略、裁判官から見た弁護人の公判活動、検察官から見た弁護活動、裁判員裁判の捜査～公判全般について(新規登録会員向け入門的研修)、裁判員裁判における情状事件の公判準備、振り返り研修(裁判所との共催)、否認事件研修等があった。52か所の地方事務所・支部で延べ122回の研修・協議会・説明会が実施された。そのうち21か所の地方事務所・支部では研修・協議・説明事項の中に、裁判員裁判に関連するテーマを盛り込んで、実施した。裁判員裁判に関連するテーマに特化した、研修・協議会・説明会も延べ11回実施された。

3 常勤弁護士を対象とする裁判員裁判関連研修の実施

常勤弁護士については、裁判員裁判対象事件への適切な対応を可能とするため、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件を題材に弁護活動を振り返って議論・検討する裁判員裁判事例研究研修、裁判員裁判事件に関するディスカッション等を中心とする少人数制の裁判員裁判専門研修をそれぞれ2回実施し、各地域における対応体制の強化・充実に努めた。

4 裁判員裁判弁護技術研究室の取組

裁判員裁判弁護技術研究室においては、常勤弁護士が担当した裁判員裁判事件の結果報告書の提出を受けて弁護内容を確認するなどし、その結果を踏まえて随時研修内容の見直しを図り、より充実した研修の実施に努めた。

【資料36】平成26年度常勤弁護士研修実施状況

ウ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

【年度計画】

弁護士会等と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判等に関する情報を収集した上、これを契約弁護士に適時適切に周知するため、各地において、弁護士会の協力を得るなどして、説明会の実施や説明資料の配布等を行う。

1 説明会の実施等

28か所の地方事務所・支部において、弁護士会主催の説明会に参加し、情報の収集に努めた。

支部を含む全地方事務所において、年度計画に基づく説明会や説明資料（「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」等）の配布を実施し、契約弁護士に対する情報の周知に努めた。

2 研修の開催等

52か所の地方事務所・支部において、延べ122回各地の弁護士会と共催又は地方事務所が主催する形で、より直接的に弁護活動の質を向上させることを目的とした研修を実施した。研修の内容としては、新規登録弁護士を対象に被疑者国選、被告人国選の手続きの流れ、裁判員裁判の法廷技術研修、無罪事例を題材とした実践的な反対尋問の研修、裁判所と共催の裁判員裁判振り返り研修、少年事件受任に関する研修、量刑検索システムを利用した研修、などを通じて基礎力の向上を図るものなど、契約弁護士のサービスの質を向上させるものになっている。

3 契約弁護士に対する規則等の周知

契約弁護士が諸規程を理解していることが正確な報告と過誤事案の防止に重要であると考えられることから、1記載のとおり、各地方事務所において、契約弁護士になろうとする弁護士に対し、「国選弁護業務の解説」及び「国選付添業務の解説」を配布するとともに、ホームページ

で紹介するなどの方法により、契約弁護士に対して規程等の周知を図っている。

4 事件報告に関する取組

(1) 接見資料による報酬算定

被疑者国選弁護事件の接見回数に関わる過大請求問題の発覚により平成21年に導入した接見資料の制度は、契約弁護士が支援センターに被疑者国選弁護に係る報酬を請求する際に、接見の事実を証明する客観的な資料として、拘置所・警察署等が交付する接見資料を添付することを義務づけるもので、契約弁護士に対する制度の周知徹底がなされ、報酬請求に当たっては漏れなく添付されており、正確な報告がなされている。

(2) 公判時間連絡メモによる報酬算定

被告人国選事件及び少年付添事件の公判立会時間等について、国選弁護人等の過失等による申告内容の誤りを発見するために、平成23年10月1日から導入した公判時間連絡メモの制度が定着し、報酬算定に際し、裁判所より受け取った公判時間連絡メモを参照して国選弁護人等の申告内容に誤りがないか確認しつつ報酬算定を行う運用が徹底されている。

(4) 犯罪被害者支援業務

ア 犯罪被害者支援業務の質の向上

【年度計画】

(7) 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

- a 地方事務所ごとに、被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図る。
- b 地方事務所ごとに、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を平成26年度に1回以上設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げる。
- c 弁護士会等の関係機関と連携して、支援センターを通じて犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、必要に応じて支援センターの業務改善の参考にするなど、適切な対応を行う。

(イ) 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

- a 犯罪被害者支援に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者等の意見を踏まえて、犯罪被害者等の心情に配慮した懇

切・丁寧かつ迅速・適切な対応に努める。

b 犯罪被害者等に対する窓口における情報提供を担当する職員に対し、二次的被害の防止のための方策等の研修を平成26年度に1回以上実施する。

(ウ) 弁護士会と連携・協力し、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保と前年度より犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数の増加に努める。このような取組を通じ、被害者等の個々の状況に応じた必要なサービス提供ができるよう、紹介態勢の整備に努める。

(エ) 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を確実に利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

1 利用者のニーズの把握と関係機関との連携

(1) 被害者支援連絡協議会やその分科会等への出席

ア 被害者支援連絡協議会

全地方事務所が被害者支援連絡協議会に参加し、分科会にも積極的に参加することで、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図った。

イ DV防止法第9条連絡協議会への参加

44地方事務所において、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第9条の趣旨に基づき設置された連絡協議会に参加し、DV対策に取り組む関連団体との更なる連携を図った。

ウ その他の連携活動

(ア) 本部における取組事例

- ・ 国土交通省国土交通大学校での公共交通事故被害者等支援研修において、「法テラスにおける被害者支援」をテーマに講義を実施
- ・ 埼玉県警察本部からの依頼を受け、埼玉県警察学校において「法テラスにおける犯罪被害者支援」をテーマとする講義を実施
- ・ 警察庁生活安全企画課からの依頼を受け、関東管区警察学校において「法テラスの概要及び警察との連携」について講義を実施
- ・ タイ警察関係者視察において、法テラスが行う犯罪被害者支援業務とその運用状況に関する説明を実施日本弁護士連合会、中国地方弁護士会連合会及び広島弁護士会の主催による犯罪被害者支援全国経験交流集会に参加
- ・ 内閣府男女共同参画局と連携し、被災地における女性の悩み・暴力相談事業の一つとしての「女性の悩みごと相談」を実施
実施場所：法テラス南三陸、法テラス山元、法テラス東松島

法テラス岩手（本所）

(1) 地方事務所における取組事例

- ・ 全地方事務所で関係機関への業務説明等に取り組むとともに、犯罪被害者週間（11/25～12/1）又は同週間の前後には関係機関と共に啓発・広報活動を行うなど、連携・協力関係の維持・強化の推進（街頭での啓発用グッズ、リーフレット、チラシ等の配布を行い、イベントが開催される場合には会場でのポスター、パネル等の展示の実施）
- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における交通事故被害者支援の充実・強化を図ることを目的とする「各種相談窓口等意見交換会」に参加
- ・ 内閣府による交通事故被害者サポート事業における子供に対する支援に焦点を当てた「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のための意見交換会」に参加

(2) 犯罪被害者等やその支援に携わる者からの意見聴取

地域ごとのニーズをくみ上げるため、全地方事務所で下記要領により犯罪被害者等やその支援に携わる関係機関からの意見聴取を実施した。

実施期間

平成27年1月から同年3月まで

アンケート送付機関・団体

弁護士会、地方検察庁、保護観察所、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体 等

アンケート回収数

1,196件

実施方法

各地方事務所からの協力依頼、アンケート用紙送付

聴取項目

- 支援センターの犯罪被害者支援業務に関する周知状況
- 利用者からの支援センターに対する意見
- 関係機関からの支援センターに対する意見・要望
- 各機関のイベント・研修の開催状況

質問内容	認知度
全国の法テラス地方事務所で犯罪被害者支援を行っていること	92.4%
被害者のための犯罪被害者支援ダイヤルを設置していること	77.3%
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介していること	80.5%
国選被害者参加弁護士候補を指名し、裁判所に通知していること	48.2%
被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、法テラスから被害者参加旅費等が支払われること	37.1%

(3) 弁護士会等の関係機関と連携した情報交換等の実施

本部では日本弁護士連合会と連携し、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見をアンケートにより聴取、共有するとともに、定期的な協議を通じて業務改善の参考とした。

地方事務所では、弁護士会をはじめとする関係機関・団体と連携し、全地方事務所で、犯罪被害者支援に携わる弁護士に関する利用者からの意見や犯罪被害者支援に関連する法制度等について、情報交換や協議する場を設け、支援センターの業務改善の参考とした。

【資料23】平成26年度 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容

【資料42】平成26年度 地方事務所で対応した問合せ内容

2 犯罪被害者支援に係る職員の質の向上

(1) 犯罪被害者等の心情に配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応

本部又はコールセンターへ寄せられた利用者からの意見について、関係する本部課室、コールセンター及び地方事務所で共有した。その上で、意見が寄せられることとなった地方事務所等での応対等を担当職員から聴き取り、応対が適切であったかを共に振り返ることで、犯罪被害者支援を担当する職員が犯罪被害者等の心情に配慮した対応をとれるように取り組んだ。

また、平成26年度日本司法支援センターブロック別協議会では、地域ごとの精通弁護士紹介手順等を資料とし、各地方事務所の状況を共有することで業務の迅速化に取り組んだ。

(2) 二次的被害の防止等をテーマとする研修の実施

本部では、地方事務所で犯罪被害者等の対応を担当する職員を集めた犯罪被害者支援業務担当職員研修を開催し、犯罪被害者遺族、被害者参加人が出席する刑事裁判の担当経験のある検察官及び犯罪被害者支援に取り組む弁護士を講師・パネリストとして、二次的被害の防止等を含む講義、パネルディスカッションなどを開催した。この職員研修について、講義レジュメ及び講義録を作成した上、全地方事務所と共有し、各地方事務所での研修等に活用した。また、犯罪被害者支援課職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計10回参加した。

各地方事務所では、犯罪被害者等の対応を担当する職員が、被害者支援に取り組む関係機関が開催する研修に合計91回参加した。

3 犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の複数名確保、精通している弁護士の人数の増加及び紹介態勢の整備

本部と日本弁護士連合会、地方事務所と各弁護士会の連携により、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士の数は平成 27 年 4 月 1 日現在で 697 名（前年度同日比 78 名増）となり、全ての都道府県で複数名を確保した。平成 27 年 4 月 1 日現在、最も女性の精通弁護士が少ないのは、釧路地方事務所の 3 名となった。次いで女性の精通弁護士が少ないのは、和歌山、富山、鳥取、岩手、函館、旭川の各地方事務所の 4 名であった。

犯罪被害者支援に精通している弁護士の人数は、平成 27 年 4 月 1 日現在では 3,008 名（前年度同日比 303 名増）となった。

被害者等の個々の状況に応じて必要なサービスを提供できるように、研修等を通じて、広域連携及び複数回の弁護士紹介を明記した業務マニュアルを徹底し、紹介態勢の整備に取り組んだ。コールセンターから地方事務所への精通弁護士紹介の取次状況に関する情報を相互に共有し、全地方事務所において担当職員のみならず、事務局長も精通弁護士紹介の進捗を把握し業務を行った。

取組の結果、平成 26 年度の精通弁護士紹介件数は 1,491 件（前年度比 161 件増）となった。

重大、凄惨な事件、社会的関心の高い事件については、被害者等の支援に一層慎重な配慮を要することから、該当する事件への対応について地方事務所と本部で情報を共有し、地方事務所に対して必要な援助を行った。

【資料 34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

4 犯罪被害者への民事法律扶助制度等の適切かつ積極的な情報提供等

コールセンターでは、犯罪被害者等のための犯罪被害者支援ダイヤルを設け、犯罪被害者支援の経験や知識のある担当者を配置し、民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度に関する説明を徹底した。一般オペレーターの中で犯罪被害者対応に適性のある者に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施し、犯罪被害者支援ダイヤルを担当するオペレーターの充実を図った。

本部では、コールセンター、地方事務所等における犯罪被害者への制度案内をより解りやすくするために、平易な言葉でのFAQの作成及び修正を行った。このFAQは利用者が容易に情報を取得できるよう支援センターのホームページに掲載している。

地方事務所では、関係機関への業務説明を行うとともに、リーフレット等を配布することで、地域ネットワークの中で被害者へ各制度の情報が提供されるように取り組んだ。ホームページでも、各制度の紹介と書式の掲載、情報を閲覧しやすいようレイアウトを改修するなどして、各制度の利便性向上を図った。

イ 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施

【年度計画】

被害者参加人に対する旅費等の支給について、裁判所等と密接な連携を図りながら、受理からおおむね2週間以内に支給する。

支援センターでは、裁判所及び法務省（検察庁）と情報を共有し、恒常的に裁判所と連携を図りながら必要な判断を行い、適切な旅費等の支給に取り組んだ。

月ごとの受理件数が大きく変動する中で、支給事務に関するマニュアルの整備・充実化を図り、被害者参加人への旅費等の支給の効率化に取り組んだ。毎月3回の送金日を設けて、裁判所等との協議を要するなどの特別の事情のある請求事案を除き、受理からおおむね2週間以内に支給を行った。

平成26年度の請求件数は2,578件であり、支給額は1,764万2,020円であった。

【資料58】被害者参加旅費等支給業務実績

4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意しつつ、厳格に行うものとした上で、以下の①から⑤の取組を行う。

(1) 自己収入の獲得

【年度計画】

一般人からの寄附等の寄附金の受入れ等による自己収入の獲得を図るため、新たな寄附の受入れ方法の検討等を行う。

司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。

地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（例えば、事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得に努める。

1 寄附金収入獲得への取組

寄附制度の周知徹底を図るため、支援センターのホームページにおける寄附金案内コーナーを、トップページに配置するレイアウトの変更を行った。

また、メールマガジン、ツイッターで寄附を呼び掛ける記事を配信する取組を行った。

さらに、インターネットを利用した募金の導入、クレジットカード決済による募金の可否等、新たな寄附の受入れ方法の検討を開始した。

しよく罪寄附については、地方事務所から契約弁護士へ配布するためのチラシを作成し、制度周知を図った。

〈平成26年度実績〉

しよく罪寄附	18,816千円	(平成25年度	36,563千円)
一般寄附	7,980千円	(平成25年度	11,375千円)
計	26,796千円	(平成25年度	47,938千円)

2 有償受任等による自己収入

地域の実情に応じて、民事法律扶助事件、国選弁護・付添事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等により、自己収入の確保に努めた。

その結果、平成26年3月31日までに設置した34か所の司法過疎地域事務所の受任件数は、民事法律扶助事件が1,137件（前年度比3.7%減）、国選弁護・付添事件が690件（前年度比5.7%増）、有償事件が727件（前年度比6.7%減）となった。

また、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による平成26年度

事業収益は、214,756千円となり、平成25年度の227,734千円と比べて、12,978千円（5.7%）減少した。

3 財政的支援の獲得

東日本大震災の被害が甚大であった宮城県、岩手県及び福島県に設置した被災地出張所については、地方公共団体等から敷地（宮城地方事務所南三陸出張所（南三陸町）、山元出張所（山元町）、東松島出張所（東松島市）、岩手地方事務所大槌出張所（大槌町）、気仙出張所（大船渡市）、福島地方事務所ふたば出張所（広野町））又は建物（福島地方事務所二本松出張所（二本松市等））の無償提供を受けている。

また、秋田県に設置した鹿角地域事務所においても、鹿角市福祉保健センターの一面の無償提供を受けた。さらに、法的問題を抱えている市民の司法アクセスの拡充及び利便性の向上を図るためのパイロット事業として、兵庫県明石市役所内に法テラスの案内窓口を設置するにあたり、同市から市庁舎2階一面の無償提供を受けた。

(2) 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収

民事法律扶助制度は、弁護士・司法書士費用を立て替える制度であり、その実施のために国費が投入されていることから、財政負担を抑制しつつ、援助を必要とする国民等に適切にサービスを提供することが重要であるとともに、回収した立替金等が将来の民事法律扶助の被援助者への立替金に充てられるという相互扶助の観点から、立替金債権等を適切に管理・回収することが極めて重要である。このような民事法律扶助制度の特性を踏まえ、立替金債権等の管理・回収につき、これまでに実施した取組の効果を検証の上、債権管理システムの導入によって得られたデータも活用するなどし、以下の取組を行う。

ア 効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収方法の工夫

【年度計画】

次の①から⑦の取組により、償還を要すべき者から立替金債権等の回収に最大限努力して償還額の増加を図りつつ、他方で、事件の解決により財産的な利益を得られず、資力も回復していない生活保護受給者に係る立替金等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討することによって債権管理コストの削減に努めるなど、効率的で効果的な管理・回収を図る。

- ① 集中的に立替金債権等の管理・回収を行うための態勢を整備し、効率的で効果的な督促等を行う。
- ② 償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所をいかした全国一律の督促方針を立てて実施する。その実施に当たっては、地方事務所ごとに立替金債権等の管理・回収計画を策定し、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。
- ③ 援助開始時や償還開始時等において、償還制度や償還方法の説明を更に徹底するなどし、被援助者の償還に向けた意識付けを強化する。
- ④ 自動払込方法の多様化に向けて検討し、準備が整い次第その運用を開始する。
- ⑤ 電話や手紙による督促等によって、被援助者との連絡を密にして、その生活状況等に応じた償還月額調整を行い、継続的な償還を図る。
- ⑥ コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備や督促方法の工夫等を行うことにより、初期滞納の段階での回収の改善を図る。
- ⑦ 長期滞納者等に対しては、裁判所への支払督促の申立てを行う。

立替金債権の管理・回収業務の重要性に鑑み、平成26年度も引き続き、本部においては、初期滞納者に対する督促及び長期滞納者に対する計画的な督促を実施した。また、地方事務所においても、各地方事務所で策定した債権管理回収計画に基づく取組を実施した。

平成26年度の新たな取組としては、平成26年12月からゆうちょ銀行以外の金融機関を立替金引落口座として利用できるようにし、ほぼすべての金融機関からの引落に対応することで、被援助者の利用した償還金引落の取扱を拡大し、被援助者の利便性向上と一層の償還金収入の確保を図るものとした。

債権管理システムの活用により、償還方法や生活状況等による属性の付与、滞納ステージの設定、属性や滞納ステージに応じた督促対象者の抽出、償還予定表の作成、督促履歴の管理等が可能となっている。これらの機能を活用することで、償還金の自動払込未手続者に対する督促、もっぱら振込で入金する被援助者に対する督促、高齢者に対する督促など、個々の滞納者の属性に応じた効果的な督促を行った。

以上のとおり、効率的かつ効果的な立替金債権等の管理・回収の取組を実施した結果、償還実績額は平成25年度の約99億99百万円から平成26年度は101億22百万円（前年度比101.2%）に増加した。

償還免除及びみなし消滅については、平成26年4月に「償還免除手続事務処理要領」を見直し、民事法律扶助業務研修にて償還免除手続に関する説明を行い、償還免除手続における要点を周知することにより、事務処理手続の効率化、迅速化を図った。

平成26年度においては、生活保護受給者からの償還免除申請が増加したほ

か、立替金管理の効率化を進めるため、職権による償還免除の一括処理を行い、また、10年以上償還がなく残額が少額で回収コストに見合わないと思われる立替金を一括してみなし消滅として処理する手続を行った。

この結果、平成26年度の償還免除金額は45億2360万円（前年度比140%）、みなし消滅額は2億5,497万円（前年度比69%）、合計47億7,857万円（前年度比127%）となり、債権管理コストの削減につながった。取組の詳細については、以下のとおりである。

1 集中的な立替金債権の管理・回収の体制整備

<本部における集中督促>

(1) 初期滞納者督促

- ・コンビニエンスストアでの支払を可能とした督促（以下「コンビニ督促」）

初回滞納から12か月滞納までのコンビニ督促発送
コンビニ督促発送スケジュールと合わせた電話督促
コンビニ督促による回収9億3,826万円（前年度比109%）

(2) 長期滞納者督促

- ・6か月以上の長期滞納者

80,576件の督促状発送。

回収9,997万円（前年度比150.8%）

免除4,860万円（前年度比19.1%減）、所在調査3.6%（前年度比2.9ポイント減）

- ・属性別督促【平成26年度新規】

償還金自動払込未手続者、振込入金者、高齢者を対象とした督促状発送
7,108件の督促状発送、1,425万円を回収

(3) 期間限定督促

- ・ボーナス支給月に合わせた督促（7月、12月）

回収1,085件、1,486万円（前年度比117.4%）

- ・電話督促強化週間（11月、1月、3月）

3,884件架電、3,009万円回収（前年度比100.8%）

(4) 免除及びみなし消滅

ア 免除要領の見直し（4月）による手続きを明確化と研修における周知徹底

イ 本部一括償却

13,698件、6億7,994万円を償却（対象：少額及び10年経過 前年度比193.9%）

2 地方事務所ごとの立替金債権等の管理・回収計画の策定と実施

- ・ 統一的な債権管理回収計画の骨子に基づく、前年実績も踏まえた地方事務所ごとの債権管理回収計画の作成と実施
 - ・ 「債権管理回収の手引き」を改訂し、全国一律の督促指針として活用
 - ・ 四半期ごとの支払予定額に対する償還実績額と償還割合のデータを還元<平成26年度新規>
- 3 被援助者への償還の意識付け強化
- ・ 民事法律扶助業務研修における担当者への償還意識付けの周知徹底
 - ・ 被援助者配布用「返済のしおり」の改訂
 - ・ 償還金返済者向けホームページの改訂
- 4 自動払込方法の多様化
- 償還金引落口座の対象拡大<平成26年度新規（12月開始）>
- ゆうちょ銀行に限定していた対象口座をほぼ全ての金融機関へ拡大し、生活用口座からの引落を可能とすることにより、被援助者の利便性向上と償還金収入の確保を両立
- 5 被援助者の生活状況等に応じた継続的な償還の促進
- (1) 電話督促等を通じて被援助者との連絡を継続し、被援助者の生活状況に応じた適切な償還月額の設定及び償還猶予・償還免除の案内
 - (2) 初期滞納者に対する電話督促による早期段階における償還の意識付け
 - (3) 長期滞納者に対する滞納期間に応じた郵便督促、電話督促、支払督促の実施
- 6 初期滞納段階での回収の改善
- ・ 12か月連続滞納者までを対象としたコンビニ督促の発出
 - ・ 初回及び2回連続滞納に対する電話督促の実施
 - ・ 自動引落口座未登録者に対するコンビニ督促
 - ・ 完済までコンビニ督促による償還を可能とする運用
 - ・ コンビニ督促のはがきの文面改訂
- 7 長期滞納者等への支払督促の申立て
- (1) 申立件数
250件（前年度比125%増加）
 - (2) 事前予告通知
937件発出 272件、6,415,590円を回収
 - (3) 回収金額
22件、721,000円を回収

- (4) 平成25年度からの支払督促による回収実績
- ・ 申立：200件
 - ・ 平成25年度の回収実績：24件／1,746,925円
 - ・ 平成26年度の回収実績：98件／6,515,720円
 - ・ 2年間の通算合計回収額：延べ122件／8,262,645円

イ 償還率の向上

【年度計画】

回収見込みのある債権について、効率的かつ効果的に回収が行われたかについての検証が可能な指標として償還率(当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合)を設定し、上記(1)の取組によって、その向上に努める。

当該年度に償還されるべき要回収額に対する償還実績額の割合の把握として、「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」(いずれも財団法人法律扶助協会から承継した立替金債権分を含む)の割合を算出したところ、平成25年度の76.6%に対し、平成26年度は81.4%へ向上した。

ウ 立替金債権等の管理・回収状況の開示

【年度計画】

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、立替金債権、立替金債権等の償還総額等の基本的なデータについて、平成26年度業務実績報告書で明らかにする。

発生年度ごとの立替金債権等の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについては、以下一覧表のとおりである。

民事法律扶助の利用者は経済的に余裕がない者であり、月次における償還月額も少額であるため、結果的に償還期間は長期にわたるものの、年数を経るに従い、償還割合等は着実に伸展している。

平成26年度末現在(平成27年3月現在)における立替発生年度ごとの償還等の状況

平成27年3月現在
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替残処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,285	81.1%	421	581	89.0%
平成19年度	11,078	8,930	80.6%	911	1,237	88.8%
平成20年度	12,640	9,965	78.8%	1,250	1,425	88.7%
平成21年度	15,446	11,321	73.3%	2,280	1,846	88.1%
平成22年度	16,860	10,917	64.7%	3,259	2,685	84.1%
平成23年度	15,601	9,067	58.1%	3,175	3,358	78.5%
平成24年度	15,616	7,952	50.9%	3,047	4,617	70.4%
平成25年度	15,562	5,610	36.0%	2,497	7,456	52.1%
平成26年度	15,453	1,857	12.0%	655	12,941	16.3%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

(3) 立替金等の悪質な償還滞納者への対応の構築

【年度計画】

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約を解除したり、再度の援助申込みについて援助不開始決定をしたりするための統一的な対応方針策定に向け、本部での検討作業に着手する。

正当な理由なく償還金を滞納する利用者や民事法律扶助制度を濫用する利用者に対し、契約の解除、再度の援助申込みに対する援助不開始決定などの対応を行う統一的な方針の策定に向け、本部で検討を行った。

その結果、法律相談時に資力、氏名、生年月日などを虚偽申告した者、過去に法テラスや受任者等に対して暴行・脅迫等の業務妨害を行ったことがある者及び正当な理由なく償還を一定期間以上滞納している被援助者等に対しては原則として新たな援助は行わない取扱をすることとした。同内容は、平成27年1月に事務連絡を発出し、地方事務所等に周知徹底している。

(4) 委託援助業務

日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。

【年度計画】

ア 日本弁護士連合会委託援助業務

日本弁護士連合会からの委託を受け、綜合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

イ 中国残留孤児援護基金委託援助業務

公益財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

1 日本弁護士連合会委託援助業務

平成 26 年度の援助申込総受理件数は 24,096 件であり、平成 25 年度の 25,313 件と比較して 1,217 件減少した。平成 21 年 5 月以降、被疑者国選制度の対象範囲の拡大により刑事被疑者弁護援助は減少していたが、平成 24 年度に 9,059 件、平成 25 年度は 10,713 件の申込みを受理し、平成 26 年度においては 12,025 件と受理件数が大きく伸びた。一方、少年保護事件付添援助の受理件数は、平成 26 年 6 月から国選付添人制度が拡充されたことに伴い、平成 24 年度の 8,911 件、平成 25 年度の 8,680 件から 5,359 件へと減少した。

上記以外の犯罪被害者法律援助、難民認定に関する法律援助、外国人に対する法律援助、子どもに対する法律援助、精神障害者に対する法律援助（心神喪失者等医療観察法法律援助を含む）、高齢者・障害者・ホームレス等に対する法律援助における平成 26 年度の受理件数は、対前年度比で全てが増加した。

支援センターがこれらを行うことにより、民事法律扶助及び国選制度でカバーされていない法律サービスを広く全国に同一に提供するという日弁連委託援助業務の目的は、着実に成果を上げている。

2 中国残留孤児援護基金委託援助業務

平成 26 年度は 5 件の援助申込みを想定したが、新規の援助申込みはなかった。

3 委託業務に関わる広報

支援センターの広報活動を通じて、両委託援助の内容を紹介し、制度の広報に努めた。

【資料 25】平成 26 年度委託援助事業統計表（申込総受理件数）

(5) 財務内容の公表

【年度計画】

財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、財務諸表及び業務実績報告書のデータと関連付けたセグメント情報（業務別の財務情報）を事業報告書に記載する等、より分かりやすい形で決算情報の公表を行う。

事業報告書において、従来の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に加え、行政サービス実施コスト計算書についても区分経理によるセグメント情報を開示するとともに、各データの経年比較をグラフ化すること等の工夫をすることで、財務諸表における会計情報を視覚的にもさらに読み取りやすくした。

また、財務データと業務実績を関連付けた情報として、各業務における主な収入及び支出に関する経年比較を記載すること等により、充実した情報開示を行った。

さらに、昨年度に引き続き、業務別のセグメント情報を開示した。

(6) 予算、収支計画及び資金計画

当年度の委託費及び運営費交付金予算の執行状況は、以下のとおりである。

1 委託費

平成26年度委託費予算額は164億2,900万円であり、うち事業費は133億3,200万円であったところ、平成26年度委託費支出額は162億8,900万円、うち事業費は133億8,000万円であった。事業費の支出が予算で予定されていた支出額を上回った主な要因は、被告人国選弁護事業に係る予算と執行の乖離（事件数が、予算上想定されていた件数を上回ったこと）による。

2 運営費交付金

平成26年度運営費交付金の予算執行状況は、(1)支出実績額（258億6,100万円）が、予算で予定されていた支出額（272億8,000万円）と比べて、14億1,900万円少なく、また、(2)収入実績額（108億8,100万円）が、予算で予定されていた収入額（117億7,300万円）と比べて8億9,200万円少なかった。これにより、平成26年度末において、5億2,700万円の未執行分が発生した。

(1) 支出が少なかった要因（14億1,900万円）

支出が予算で予定されていた支出額を下回った主な要因は、民事法律扶

助事業の代理援助経費において予算額と比べて12億1,400万円の開差が発生した点にある。これは、民事法律扶助事業の代理援助については、約11万4,000件を想定して予算設定されたものの、実績が約10万3,000件にとどまり、予算件数を約1万1,000件下回ったことによる。

また、東日本大震災の被災者支援のための代理援助（東日本大震災法律扶助として実施）についても、被災者の法的ニーズに適切に対応するため、約1万2,000件を想定して予算設定されたものの、実績が約2,000件（うち1,029件がADR申立事件）にとどまり、予算件数を約1万件下回ったことによる。

(2) 収入が少なかった要因（▲8億9,200万円）

収入が予算で予定されていた収入額を下回った主な要因は、上記の民事法律扶助事業における代理件数の減少により立替金額が想定より下回るなどしたことから、償還金収入が減少したことによる（▲3億4,400万円）。これに加え、常勤弁護士の有償受任等の活動に伴う司法過疎事業収入の減少（▲5億500万円）等により、予算額と比べ、差引▲8億9,200万円の減収となった。

5 短期借入金の限度額

該当なし。

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

該当なし。

8 剰余金の使途

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 認知度の向上に向けた取組の充実

【年度計画】

ア 広報計画の策定等

基本方針、実施媒体等を盛り込んだ広報計画を各年度策定し、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。

また、広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考にして事後に分析し、翌年度の広報計画に反映させる。

イ 効果の高い広報活動の実施

テレビ広告、インターネット広告、ホームページ等様々な広報媒体を連動させた広報を実施することに加え、本部・地方事務所において、積極的に記者説明会（プレスリリース）を開催する。

また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の新しいメディア媒体を広報媒体として活用する。これらの取組によって、効果の高い広報活動を実施する。

ウ 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

支援センターが提供する法的サービスを必要とする者をより法テラスに結び付けるため、関係機関・団体との連携を通じた周知活動をより効果的に実施する。

エ 認知度の向上

認知度調査を実施し、平成26年度に実施した広報効果を適切に検証する。また、支援センターがより多くの市民に利用され頼りにされる存在となるよう、上記(1)から(3)の方法により、支援センターの認知度を前年度以上に向上させるよう努める。

1 認知度向上に向けた取組の充実

(1) 広報計画の策定

ア 本部において基本的な広報活動方針を策定し、これを踏まえて地方事務所が担当地域における広報計画を作成するという一連のプロセスを通じて、例えば、「法テラスの日」における広報において本部のメディア広告とタイミングを合わせて地方事務所が地域的な広報活動を実施するなど、本部・地方事務所の広報活動を可能な限り連動させることにより、個々の広報活動の効果を最大限にするよう努めた。

イ 地方事務所職員に対する研修の実施

集合研修である総務部門研修（平成26年9月実施）において地方事務所職員に対する広報関係の研修を実施した。

ウ 認知度調査の結果分析により、テレビCMやインターネット媒体を認知経路とする割合が多いこと、また、低所得層の認知が不足していることが判明した。この分析結果を踏まえ、インターネット媒体の一層の効果的活用及び低所得層への重点的なアプローチについて翌年度の広報方針に反映させた。

(2) 効果の高い広報活動の実施

ア ホームページ等を活用した広報

PC版、携帯電話版及びスマートフォン版のホームページを改修し、支援センターの業務案内や利用方法などを分かりやすくするとともに、スマートフォン版はワンタップでコールセンターへの電話発信ができるようにした。また、インターネット・リスティング広告（検索サイトで法的トラブルに関連するキーワードで検索すると検索結果画面に支援センターの広告が表示されるもの。）を活用し、支援センターを知らない層への広報に努めた。さらに、支援センターに関する様々な情報をツイッターで毎日3本程度配信し、主として業務に関する情報をメールマガジンで月2回配信した。

ツイッターのフォロワー数は、平成27年3月31日現在で9,428人となり、前年度より4,776人増加した。

イ 震災法律援助事業の利用促進のための広報

平成27年1月、岩手、宮城、福島及び山形において、被災者に対して震災法律援助事業の利用促進を図るため、テレビ及び新聞を活用した広報を実施した。さらに、インターネット・リスティング広告、ホームページ及びツイッターと同広報を連動させ効果的な広報を行った。その結果、支援センターの認知度は岩手(82%)、宮城(85%)、福島(80%)、山形(65%)となり、全国平均55.8%を大きく上回っている。

ウ プレスリリースの実施

本部において、支援センターの取組や関係機関との連携した施策などプレスリリースを6回にわたって行ったほか、記者懇談会を行うなど報道機関との接点を作り、テレビ、新聞等で法テラスが報道される機会を増加させることに努めた。地方事務所においては、地方の報道機関に対し、本部のプレスリリースに合わせた情報提供を実施したほか、「一斉無料相談会」など地方事務所独自の取組についてプレスリリースを行った。

エ その他の広報

一般社団法人日本民営鉄道協会を通じて全国58社の鉄道会社の駅施設等に約2,800枚のポスターを無料で掲出するなど、費用を抑えつつも効果的な広報活動を実施した。

(3) 関係機関との連携を通じた広報活動の実施

金融庁、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会との連携により、引き続き「多重債務者相談キャンペーン2014」を実施し、関係機関等へポスターを掲示した。

また、広報誌「季刊ほうてらす」を関係機関等のほか、全国公立図書館へ送付し、広く広報を実施した。

(4) 認知度の向上

平成27年2月に実施した認知度調査では、認知度が55.8%と前年度に比べ8.5ポイント、業務認知度（実質的認知度）は13.3%で前年度より2.2ポイントの増加となり、国民の半数以上が支援センターを認知した。

なお、平成26年度認知度調査から、調査方法を電話からインターネットに変更した。

(2) 施設・設備、人事に関する計画

【年度計画】

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動に応じた施設・設備・人的体制の確保を図る。

また、組織の活性化を図るため、国家公務員の人事評価制度に準じた評価制度などを活用しながら、能力主義に基づく的確な人事配置に取り組む。

1 施設・設備の確保

職員の配置に合わせた備品整備を行うとともに、職員数又は業務量の増加に伴い事務所面積の拡張又は書棚等の設備の増設が必要となる場合には、レイアウト変更又は書類保管方法を工夫するなど、効率的なスペースの活用方策を講じたほか、これらの方策を講じても対応できない事務所又は耐震性等に疑義がある事務所については、移転を実施するなど適切な整備を行った。

2 人的体制の確保

既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の変動を考慮しながら、複数の事務所において増員配置あるいは減員するなどして人的体制の確保を図った。

また、昇格に係る在級年数を短縮して積極的に優秀な若手職員の登用を図るなど、昇格試験受験申込みのあった1級から4級職員205名に対し、合格者127名の昇格を決定し、能力主義に基づく人事配置に取り組んだ。

平成26事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	456	456	(注1)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,079	△ 515	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
計	45,873	44,923	△ 950	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注5)
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注6)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
計	45,873	43,939	△ 1,934	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	456	456	(注1)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
計	29,444	28,857	△ 587	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注4)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注5)
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
計	29,444	27,873	△ 1,571	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注5)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 決算報告書

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	16,429	16,066	△ 363	
計	16,429	16,066	△ 363	
支 出				
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護人確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注1)
国選弁護人確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
計	16,429	16,066	△ 363	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	45,873	43,939	△ 1,934	
経常費用	45,873	43,939	△ 1,934	
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注1)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護士確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注4)
国選弁護士確保業務等に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
減価償却費	-	-	-	
財務費用	-	-	-	
臨時損失	-	-	-	
収益の部	45,873	44,818	△ 1,055	
前年度繰越金	-	351	351	(注5)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,079	△ 515	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注6)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
純利益	-	879	879	(注7)
目的積立金取崩	-	105	105	(注8)
総利益	-	984	984	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注7)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注9)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注8)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注9)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	29,444	27,873	△ 1,571	
経常費用	29,444	27,873	△ 1,571	
事業経費	19,838	17,815	△ 2,023	
うち民事法律扶助事業経費	18,906	16,987	△ 1,920	(注1)
その他事業経費	932	828	△ 104	(注2)
一般管理費(国選弁護士確保業務等に係る経費を除く。)	7,442	8,046	604	
うち人件費	5,106	5,221	115	
物件費	2,336	2,825	490	(注3)
受託経費	2,164	2,012	△ 152	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,053	1,902	△ 151	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	111	111	△ 0	
うち人件費	92	92	-	
物件費	19	19	△ 0	
収益の部	29,444	28,752	△ 692	
前年度繰越金	-	351	351	(注4)
運営費交付金	15,507	15,507	-	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
補助金等収入	99	68	△ 31	(注5)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,592	10,737	△ 855	
事業外収入	82	76	△ 6	
純利益	-	879	879	(注6)
目的積立金取崩	-	105	105	(注7)
総利益	-	984	984	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

民事法律扶助事業経費の計画額と実績額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注2)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、司法過疎対策業務のための費用の支出が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設・移設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注5)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

純利益は、収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、政府出資金(351百万円)を含んでいる。また、後の(注8)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注7)

目的積立金取崩の内訳は、前中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注8)

国選弁護士確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 収支計画

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	16,429	16,066	△ 363	
受託経費	16,429	16,066	△ 363	
うち国選弁護人確保事業経費	13,303	13,139	△ 163	
被害者参加旅費等支給事業経費	29	17	△ 12	(注1)
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	3,097	2,910	△ 188	
うち人件費	2,571	2,363	△ 208	
物件費	526	547	20	
収益の部	16,429	16,066	△ 363	
受託収入	16,429	16,066	△ 363	
純利益	-	-	-	
目的積立金取崩	-	-	-	
総利益	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

被害者参加旅費等支給事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより被害者参加旅費の支出が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	45,873	43,939	△ 1,934	
経常費用	45,873	43,939	△ 1,934	
業務活動による支出	45,873	43,939	△ 1,934	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	45,873	44,923	△ 950	
前年度繰越金	-	351	351	(注1)
業務活動による収入	45,873	44,467	△ 1,407	
運営費交付金による収入	15,507	15,507	-	
受託収入	18,593	18,079	△ 515	
その他の収入	11,773	10,881	△ 892	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標期間よりの繰越	-	105	105	(注2)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注2)

前期中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	29,444	27,873	△ 1,571	
経常費用	29,444	27,873	△ 1,571	
業務活動による支出	29,444	27,873	△ 1,571	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
次期中期目標の期間への繰越金	-	-	-	
資金収入	29,444	28,857	△ 587	
前年度繰越金	-	351	351	(注1)
業務活動による収入	29,444	28,400	△ 1,044	
運営費交付金による収入	15,507	15,507	-	
受託収入	2,164	2,012	△ 152	
その他の収入	11,773	10,881	△ 892	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	
前期中期目標期間よりの繰越	-	105	105	(注2)

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、政府出資金351百万円である。

(注2)

前期中期目標期間繰越積立金の取崩分105百万円である。

(注3)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26事業年度 資金計画

○国選弁護人確保業務等勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	16,429	16,066	△ 363	
経常費用	16,429	16,066	△ 363	
業務活動による支出	16,429	16,066	△ 363	
投資活動による支出	-	-	-	
財務活動による支出	-	-	-	
資金収入	16,429	16,066	△ 363	
業務活動による収入	16,429	16,066	△ 363	
受託収入	16,429	16,066	△ 363	
投資活動による収入	-	-	-	
財務活動による収入	-	-	-	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注)

国選弁護人確保業務等勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務等に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された計画額に対応する金額を実績額として計上していることによる。

平成26年度日本司法支援センター契約状況表

(平成27年3月31日現在)

第1表

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	34	29.6	396,723,174	48.2
うち一般競争入札	27	23.5	289,395,150	35.1
うち総合評価方式	7	6.1	107,328,024	13.0
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	81	70.5	426,701,693	51.8
事務所・宿舍の賃貸借契約	66	57.4	156,471,527	19.0
会計監査人契約	1	0.9	17,280,000	2.1
官報公告契約	1	0.9	4,132,485	0.5
他との互換性がない契約	13	11.3	248,817,681	30.2
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	115	100.1	823,424,867	100.0

(注) 随意契約の主な内訳

	件数	随契に占める割合(%)	金額	随契に占める割合(%)
事務所契約	1件	1.2	50,122,800円	11.7
借上宿舍契約	65件	80.2	106,348,727円	24.9
システム関係契約	5件	6.2	207,839,520円	48.7
合計	71件	87.7	364,311,047円	85.4

(参考)

平成25年度

	件数		金額	
	件	%	円	%
競争性のある契約	59	33.5	646,686,550	47.0
うち一般競争入札	49	27.8	432,151,657	31.4
うち総合評価方式	10	5.7	214,534,893	15.6
うち企画競争	0	0.0	0	0.0
競争性のない随意契約	117	66.5	729,569,462	53.0
事務所・宿舍の賃貸借契約	84	47.7	247,490,557	18.0
会計監査人契約	1	0.6	17,325,000	1.3
官報公告契約	1	0.6	4,103,460	0.3
他との互換性がない契約	31	17.6	460,650,445	33.4
その他の契約	0	0.0	0	0.0
合計	176	100.0	1,376,256,012	100.0

一般競争による契約一覧表

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	デジタルフルカラー複合機保守付リース契約一式	H26.4.4	23,412,240	入札	29,268,180	79.99%	東京都中央区日本橋本町1-5-4 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	
2	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査最終報告書」印刷・発送業務一式	H26.4.11	1,602,180	入札	1,774,440	90.29%	東京都文京区関口1-9-7 株式会社交文社	
3	平成26年度日本司法支援センター定期広報誌印刷・発送業務一式	H26.6.30	14,325,120	入札	14,994,720	95.53%	岡山市北区青江一丁目24番19号 協同精版印刷株式会社	落札者以外無効(4社)
4	自動体外式除細動器(AED)バッテリー購入等一式	H26.6.30	3,559,680	入札	3,592,080	99.10%	千葉県花見川区幕張本郷1丁目3番33号 千葉総合警備保障株式会社	
5	日本司法支援センター和歌山地方事務所間仕切り工事等一式	H26.7.31	5,633,280	入札	9,942,480	56.66%	東京都港区港南1-8-35 コクヨマーケティング株式会社	
6	秋田地方事務所鹿角地域事務所什器・備品購入・設置一式	H26.8.4	4,276,800	入札	4,876,200	87.71%	秋田市大町4-3-35 株式会社那波伊四郎商店	
7	和歌山地方事務所移転作業一式	H26.8.31	1,468,800	入札	1,476,360	99.49%	和歌山市冬野1251番地の1 株式会社山水組	
8	テレビ会議システム保守付リース契約一式	H26.9.9	1,682,856	入札	1,987,200	84.68%	東京都中央区日本橋浜町2-62-6 株式会社エム・ビー・アイ 東京都港区港南2-15-3 NECキャピタルソリューション株式	
9	口座振替による収納代行業務委託一式	H26.9.16	67,161,536	入札	83,522,880	80.41%	大阪市浪速区湊町1-2-3 株式会社アプラス	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
10	平成26年度日本司法支援センター職員昇格試験における筆記試験問題作成及び採点事務に関する業務委託一式	H26.9.19	1,669,680	入札	1,858,680	89.83%	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	
11	日本司法支援センター広報グッズ作製・発送業務一式	H26.10.1	1,564,272	入札	1,950,480	80.20%	新潟県長岡市今朝白2-8-3 株式会社東亜	
12	法テラス白書平成25年度版印刷・発送業務一式	H26.10.14	1,446,336	入札	1,480,680	97.68%	熊本市南区近見4-8-31 敷島印刷株式会社	
13	弁護士賠償責任保険契約一式	H26.10.22	1,686,490	入札	2,045,000	82.47%	東京都新宿区西新宿1-26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
14	デジタルフルカラー複合機保守付リース契約一式	26.11.14	15,200,760	入札	16,656,840	91.26%	東京都港区芝浦1-1-1 コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社 東京都港区海岸1-14-22 日通商事株式会社東京支店	
15	日本司法支援センターの認知状況等調査業務委託一式	H27.1.27	1,404,000	入札	1,967,760	71.35%	東京都新宿区西新宿3-20-2 株式会社クロス・マーケティング	
16	ファイルサーバ保守付リース契約一式	H27.2.1	13,996,800	入札	28,570,320	48.99%	東京都港区港南2-15-3 株式会社富士通マーケティング 東京都千代田区神田練塀町3 東京センチュリーリース株式会社	
17	日本司法支援センター民事法律扶助立替金に係る集金代行業務等委託一式	H27.2.2	92,523,600	入札	100,685,160	91.89%	東京都千代田区麴町5-2-1 株式会社オリエントコーポレーション	1. 初期導入費用 350,000円 2. 月額費用 ①月額基本手数料 31,000円 ②督促状作成・発送手数料(1件当たり)62円 ③集金代行事務取扱手数料(1件当たり)20円 [全て税抜]
18	日本司法支援センター平成27年度刊行物印刷・発送業務一式	H27.2.3	1,942,682	入札	2,652,480	73.24%	熊本市南区近見4-8-31 敷島印刷株式会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
19	ファクシミリによる一斉 同報業務委託一式	H27.2.6	2,391,638	入札	3,487,320	68.58%	東京都港区虎ノ 門4-3-13 株式会社ネクスウ エイ	
20	平成27年度日本司法 支援センター職員採用 試験における採用事務 委託委託業務契約	27.3.18	3,180,600	入札	3,228,120	98.53%	渋谷区恵比寿南 1-20-6第21荒井 ビル4階 株式会社トライ アンプ	
21	日本司法支援センター 被災地出張所(宮城 県)自動車運行管理業 務請負一式	H27.3.20	8,592,480	入札	12,856,320	66.83%	東京都新宿区西 新宿2-1-1 株式会社セノン	
22	日本司法支援センター 被災地出張所(福島 県)自動車運行管理業 務請負一式	H27.3.20	6,816,960	入札	8,760,960	77.81%	東京都新宿区西 新宿2-1-1 株式会社セノン	
23	日本司法支援センター 被災地出張所(岩手 県)自動車運行管理業 務請負一式	H27.3.30	7,257,600	入札	7,361,280	98.59%	東京都調布市調 布ヶ丘3-6-3 大新東株式会社	
24	戸籍附票又は住民票 の写しの取得代行に係 る業務に関する委託契 約	H27.3.20	1,040,000	入札	2,800,000	37.14%	東京都新宿区西 新宿7-21-3 スリープロ株式会 社	
25	平成27年度社会保険 手続等業務委託一式	H27.3.20	1,260,360	入札	1,530,360	82.36%	東京都江戸川区 船堀3-1-6 社会保険労務士 法人人事給与	
26	平成27年度産業医業 務委託契約一式	H27.3.20	3,164,400	入札	3,164,400	100.00%	東京都渋谷区松 濤2-15-1 株式会社ドクター トラスト	
27	平成27年度総合メン タルヘルスケア(EAP)構 築プログラムに関する 業務委託契約一式	H27.3.30	1,134,000	入札	1,192,320	95.11%	東京都千代田区 外神田5-2-1 ティーベック株式 会社	

総合評価による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	「平成26年度法テラスシンポジウム」運営業務等委託一式	H26.9.16	4,850,064	入札 (総合評価)	8,046,000	60.28%	東京都新宿区下落合1-4-1 株式会社シミズオクト	
2	広報誌「季刊ほうてらす」デザイン制作業務委託一式	H26.5.16	4,838,400	入札 (総合評価)	7,367,760	65.67%	東京都渋谷区富ヶ谷1-46-7 プレミアブラン代々木公園706 株式会社サステナ	
3	平成26年度情報提供業務の対応品質等の向上のための調査等業務一式	H26.6.25	4,651,560	入札 (総合評価)	7,905,600	58.84%	大阪市中央区内本町二丁目2番5号 株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト	
4	情報化統括顧問業務委託	H26.9.30	4,752,000	入札 (総合評価)	7,737,120	61.42%	東京都品川区西五反田6-2-7 株式会社ブレインワークス	
5	「東日本大震災法律援助事業」周知のための広報業務委託一式	26.11.17	34,560,000	入札 (総合評価)	45,328,680	76.24%	山形市七日町4-16-18 株式会社山形アドビューロ	
6	多言語電話通訳サービス業務委託契約一式	H27.3.16	3,456,000	入札 (総合評価)	3,474,360	99.47%	東京都渋谷区代々木4-36-19リゾート トラスト東京ビル ディー・キュービック株式会社	
7	平成27年度日本司法支援センターリスティング広告出稿業務	27.3.25	50,220,000	入札 (総合評価)	51,531,120	97.46%	中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	和歌山地方事務所事務所賃貸借契約	H26.5.29	50,122,800	随意	50,122,800	100.00%	利用者の利便性、執務環境、耐震性能等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	和歌山市湊二丁目12番24号 合資会社湊組	
2	山形地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,217,250	随意	1,217,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
3	岐阜地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,563,690	随意	1,563,690	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
4	茨城地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,623,000	随意	1,623,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
5	岡山地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,747,852	随意	1,747,852	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	大阪府柏原市大字雁多尾畑6279番地 有限会社三樹	
6	千葉地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,831,180	随意	1,831,180	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	千葉県浦安市富士見5-17-9 合同会社泉屋	
7	本部借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	1,949,970	随意	1,949,970	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都杉並区永福町4-1-4 株式会社ラントハウジング	
8	仙台コールセンター借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	2,304,375	随意	2,304,375	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	宮城県仙台市宮城野区1-6 株式会社エスコム	
9	東京地方事務所借上宿舍賃貸借契約	H26.4.1	2,579,250	随意	2,579,250	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都豊島区豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60-41階 株式会社 ハウスメイ パートナーズ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
10	長野地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.4.9	1,763,600	随意	1,763,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
11	本部借上宿舍賃 貸借契約	H26.5.26	2,032,800	随意	2,032,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 独立行政法人都市再生機構	
12	鹿児島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.5	1,432,254	随意	1,432,254	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人のため公表しない	
13	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.12	2,166,032	随意	2,166,032	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江戸川区平井3-4-6-109 合同会社松井	
14	茨城地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.16	1,221,600	随意	1,221,600	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
15	青森地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.19	1,599,840	随意	1,599,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3丁目7番18号 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社	
16	福岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.7.28	1,028,400	随意	1,028,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	福岡市中央区長浜二丁目2番4号 独立行政法人都市再生機構九州支社	
17	秋田地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.8.6	1,832,200	随意	1,832,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
18	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.9.12	1,354,000	随意	1,354,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
19	長崎地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.10.1	1,524,000	随意	1,524,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	長崎市桜町8-31 シャイニングスター ビル801 有限会社シャイン ニングスタービル	
20	福島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.11.6	1,556,480	随意	1,556,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
21	青森地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.2	1,424,000	随意	1,424,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
22	釧路地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.3	1,434,400	随意	1,434,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
23	徳島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.10	1,561,400	随意	1,561,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	徳島市徳島町3- 5 有限会社阿部珈 琲館	
24	福島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.15	1,404,160	随意	1,404,160	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
25	函館地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.16	1,304,000	随意	1,304,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
26	静岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.17	1,564,800	随意	1,564,800	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
27	群馬地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.19	1,462,544	随意	1,462,544	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
28	山口地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.20	1,131,200	随意	1,131,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
29	福岡地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.20	1,358,544	随意	1,358,544	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社	
30	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,053,068	随意	1,053,068	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
31	岡山地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,381,170	随意	1,381,170	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
32	兵庫地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,570,320	随意	1,570,320	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
33	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.22	1,990,496	随意	1,990,496	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
34	大阪地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.23	1,962,686	随意	1,962,686	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
35	熊本地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.24	1,331,000	随意	1,331,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
36	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H26.12.24	1,621,720	随意	1,621,720	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
37	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.12.24	1,960,170	随意	1,960,170	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
38	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.12.25	1,714,640	随意	1,714,640	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
39	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.12.25	1,982,850	随意	1,982,850	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区丸の内3-1-1 ジェイエムエル I 合同会社	
40	広島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H26.12.26	1,456,141	随意	1,456,141	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島県安佐北区 亀崎1-4-5 有限会社ライブ コーポレーション	
41	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.1.1	1,489,400	随意	1,489,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
42	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.1.1	3,378,636	随意	3,378,636	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
43	和歌山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.1.5	1,537,300	随意	1,537,300	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
44	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.1.5	1,633,400	随意	1,633,400	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
45	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H27.1.5	1,868,520	随意	1,868,520	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
46	三重地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.1.6	2,053,870	随意	2,053,870	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	津市栄町3-115 積和不動産中部株式会社	
47	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.1.27	1,735,880	随意	1,735,880	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	千葉市美浜区中瀬2-6-1 積和不動産関東株式会社	
48	富山地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.1	1,531,488	随意	1,531,488	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
49	沖縄地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.1	1,881,000	随意	1,881,000	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
50	兵庫地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.1	2,044,933	随意	2,044,933	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都江東区有明3-7-18 有明セントラルタワー7階 大和リビングマネジメント株式会社	
51	岩手地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.8	1,504,080	随意	1,504,080	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	茨城県土浦市桜町2-14-7 メゾン桜町301 片桐興産株式会社	
52	愛知地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.2.27	1,238,016	随意	1,238,016	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	名古屋市中区錦2-4-3 錦パークビル16階 エイブル保証株式会社名古屋支店	
53	青森地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.12	1,435,240	随意	1,435,240	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
54	新潟地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.23	1,184,840	随意	1,184,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	新潟市中央区礎町通一ノ町1980 有限会社黒川商会	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
55	岐阜地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.24	1,371,840	随意	1,371,840	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	愛知県名古屋 北区志賀本通2丁 目41番地 株式会社リアルエ スト	
56	広島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.24	1,558,190	随意	1,558,190	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	広島県広島市安 佐南区沼田町阿 戸3113 有限会社衣笠産 業	
57	本部借上宿舍賃 貸借契約	H27.3.27	1,714,560	随意	1,714,560	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南 二丁目16番1号 大東建物管理株 式会社	
58	本部借上宿舍賃 貸借契約	H27.3.27	1,880,760	随意	1,880,760	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都港区港南 二丁目16番1号 大東建物管理株 式会社	
59	徳島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.27	1,973,280	随意	1,973,280	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	徳島県徳島市八 万町中津浦24-41 有限会社ケイアイ ジイ	
60	鹿児島地方事務 所借上宿舍賃貸 借契約	H27.3.28	1,338,336	随意	1,338,336	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都中央区京 橋1-1-5 セントラ ルビル 株式会社アパマン ショップサブリース	
61	長野地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.29	1,606,112	随意	1,606,112	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	個人名のため公表 しない	
62	千葉地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,255,200	随意	1,255,200	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	東京都新宿区西 新宿6-5-1 独立行政法人都 市再生機構	
63	函館地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,460,070	随意	1,460,070	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条 第1項第1号	北海道函館市桔 梗5丁目14番5号 有限会社アリエー テ	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
64	広島地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,492,894	随意	1,492,894	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	広島県広島市安佐北区亀崎1-4-5 有限会社ライブコーポレーション	
65	札幌地方事務所 借上宿舍賃貸借 契約	H27.3.31	1,528,320	随意	1,528,320	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	個人名のため公表しない	
66	本部借上宿舍賃貸借契約	H27.3.31	1,655,480	随意	1,655,480	100.00%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	滋賀県草津市上笠1-17-24 有限会社Family Hikida	
67	平成26事業年度 日本司法支援センター会計監査 業務契約	H26.10.31	17,280,000	随意	76,131,360 (4事業年度分)	90.79%	法務大臣が選任するため(総合法律支援法第48条において準用する独立行政法人通則法第40条)。	会計規程第18条第1項第1号	東京都新宿区津久戸町1-2 有限責任 あずさ監査法人	入札(総合評価落札方式)を実施し、第3期中期目標期間における候補者名簿を作成した。
68	日本司法支援センター平成25事業年度財務諸表官報公告掲載	H26.10.31	4,132,485	随意	4,132,485	100.00%	本件を実施できるものは同者以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区神田錦町1-2 東京官書普及株式会社	
69	NHK放送受信料	H26.4.1	1,937,893	随意	1,937,893	100.00%	本件契約は放送法により定められたものであり、同法に基づき日本放送協会に受信料を支払うものである。	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区富ヶ谷1-18-4 アピストビル2F NHK営業サービス株式会社	
70	和歌山地方事務所移転に伴う原状回復工事	H26.7.30	2,480,000	随意	2,536,410	97.78%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	和歌山市西浜921番地 上起建設株式会社	
71	和歌山地方事務所移転に伴う電気空調工事等一式	H26.8.5	4,104,000	随意	4,437,720	92.48%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	和歌山市小松原通三丁目69番地 株式会社浅川組	
72	非常通報システムの設置及び警備業務委託一式	H26.8.27	1,000,620	随意	1,000,620	100.00%	賃貸借契約上、ビル指定業者との契約が必要であるため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区元赤坂1-6-6 総合警備保障警備会社	

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
73	コールセンターシステム(電話基盤)関連機器及びソフトウェアに係る保守業務委託契約一式	H26.4.1	18,182,880	随意	18,190,397	99.96%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
74	コールセンターシステム(電話基盤・CRMシステム)に係るアプリケーション保守業務委託契約	H26.4.1	20,852,640	随意	20,859,768	99.97%	当システムの開発は株式会社富士通マーケティングによって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル 株式会社富士通マーケティング	
75	業務管理システム及び債権管理システムに係るアプリケーション保守業務委託契約一式	H26.4.1	33,588,000	随意	33,649,862	99.82%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
76	償還金自動払込対象金融機関拡大対応改修に係る開発作業委託契約一式	H26.4.23	132,840,000	随意	#####	99.55%	当システムの開発は富士通株式会社によって行われ、本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者は、開発元である同社以外には存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
77	業務管理システムDBサーバへのWindows Server 2008 R2 SP1 パッチ適用後の動作検証作業	H26.8.29	2,376,000	随意	2,424,114	98.02%	本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者が富士通株式会社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区東新橋一丁目5番2号 富士通株式会社	
78	判例秘書INTERNET利用契約一式	H26.4.1	26,853,120	随意	31,246,560	85.94%	本件契約は常勤弁護士業務を行うため必須であり、当該業者以外に供給することができないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区南青山2-16-8 株式会社エル・アイ・シー	
79	北千住指定相談所事務委託	H26.4.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づき、相談態勢をとることが同場所しかないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都千代田区霞が関1-1-3 東京弁護士会	
80	渋谷指定相談所事務委託	H26.4.1	1,620,000	随意	1,620,000	100.00%	指定相談場所の指定等に関する細則第2条に基づき、相談態勢をとることが同場所しかないため	会計規程第18条第1項第1号	東京都渋谷区神南1-22-8 渋谷東日本ビル5階 弁護士法人渋谷シビック法律事務所	
81	複合機保守及び消耗品等の供給	H26.6.30	1,902,528	随意	1,902,528	100.00%	本件業務に係るノウハウを有し確実に実施できる者が富士ゼロックス株式会社以外に存在しないため。	会計規程第18条第1項第1号	東京都港区六本木三丁目1番1号 富士ゼロックス株式会社	

「平成 26 年度日本司法支援センター契約状況表」 附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）における全ての契約のうち、いわゆる少額随意契約（注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第 1 表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

（注）いわゆる少額随意契約が可能な金額については、国におけるそれと同じである（契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 23 条）。

(1) 「競争性のある契約」について

競争性のある契約は 34 件で契約全体の 29.5%、契約金額は約 3 億 9,672 万円
で全体の 48.2%であり、平成 25 年度と比較して、件数において全体に占める比率は低くなっているが、契約金額においては高くなっている。

(2) 「競争性のない随意契約」について

競争性のない随意契約は 81 件で全体の 70.5%、契約金額は約 4 億 2,670 万円
で全体の 51.8%と、平成 25 年度と比較して、件数において全体に占める比率は高くなっているが、契約金額においては低くなっている。

2 随意契約の内容等

(1) 事務所・宿舍の賃貸借契約

随意契約の件数の比率が高い要因としては、業務量の増加等に伴う事務所の移転による賃貸借契約件数が 1 件、職員宿舍の賃貸借契約件数が 65 件で合計 66 件と多数に上り、契約全体（115 件）の 57.4%、競争性のない随意契約全体（81 件）の 81.5%を占めていることによる。

このような事務所等に係る建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争性のない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民が利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の職務の級等に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のない UR 都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は

特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。

なお、これら事務所や職員宿舎は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舎の賃貸借については、複数の物件を選定し、面積、賃料等を総合的に勘案するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

(2) 会計監査人契約及び官報公告契約

会計監査人契約は金額にして全体の 2.1%、官報公告契約は金額にして全体の 0.5%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記 1 掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第 1 表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、13 件で全体の 11.3%、契約金額にして約 2 億 4,882 万円で全体の 30.2%となっている。これらの契約案件について、随意契約とした理由は下記のとおりである。

① 第 3 表「随意契約一覧表」No. 69 の「NHK 放送受信料」

これは、放送法第 64 条第 1 項に基づいて日本放送協会と契約したものであり、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

② 同表 No. 70～No. 72 の「事務所入居等工事」

これらは、事務所の移転に伴う工事及び機械警備であり、建物及び施設の維持管理上の必要性から、当該工事を施工する者及び機械警備をする者が指定されていたため、随意契約とならざるを得なかったものである。

③ 同表 No. 73～No. 77 の「システム改修、保守等業務委託」

これらは、支援センターの業務システムの開発を行っている業者以外の者に取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

④ 同表 No. 78 の「判例秘書 INTERNET 利用契約一式」

これは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士判例検索ソフト「判例秘書」をインターネット上で使用するための契約であり、当該サービスを提供している者と契約する以外になく、競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑤ No. 79 及び 80 の「指定相談事務所委託費」

これらは、指定相談場所の指定等に関する細則第 2 条に基づく相談体制を執ることができる場所が当該場所しか存在しないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

⑥ No. 81 の「複合機保守及び消耗品等の供給」

これは、複写機の再リースに伴う、保守及び消耗品等の供給契約である。

複写機の保守は、メーカー以外に行わないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

3 一般競争入札等における一者応札の改善について

平成 25 年度において、一般競争入札及び総合評価方式 59 件中一者応札は 7 件であったが、平成 26 年度においては、34 件中 5 件となっている。

一者応札となった原因は、支援センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられるため、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して積極的に入札情報の PR を行うなど、参入可能であることについて改めて周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札に係る各種様式等も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できる措置を講じている。

なお、平成 22 年度において、支援センターのホームページに応募者を増やすための改善方法を公表し、競争性の確保に努めている。

4 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成 18 年細則第 2 号）第 25 条の規定に基づきいわゆる少額随意契約を除く随意契約については、ホームページにおいて、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成 21 年度からは、上記に加え、予定価格及び落札率を公表事項として追加するとともに、更に競争入札分についても同様に公表を開始し、平成 22 年度以降はこれらを毎月公表することにより、調達の適正化に努めている。

5 契約に関する規程類の整備について

契約に関する規程として、会計規程及び契約事務取扱細則を定めており、これら規程等の中で、契約を締結する場合は、原則として一般競争入札によることとし、例外的に指名競争あるいは随意契約によることができるものとしている。

なお、平成 22 年度において、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の契約の期間に関する規定を設けて運用している。

※ 会計規程（平成 18 年規程第 1 号）

（期間の定めのない契約及び複数年契約）

第 14 条 理事長は、電気、ガス若しくは水の供給を受け、又は電気通信役務の提供を受ける契約に限り、期間の定めのない契約を締結することができる。

2 理事長は、次の各号に掲げる契約に限り、契約期間が 1 年を超える契約を締結することができる。この場合において、契約の期間は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不動産の賃貸借契約 3年以内
- (2) 工具、器具、備品若しくはソフトウェアの賃貸借契約又はこれらの保守契約 7年以内
- (3) その他1年を超える契約期間とすることが合理的と認められる契約 3年以内

6 契約事務に係る執行体制について

契約に関しては、会計規程及び契約事務取扱細則に従って事務処理を行っている。具体的には、契約に当たり、一般競争入札によることを原則とし、事務担当者が一般競争入札手続に関する決裁を起案し、財務課内の決裁を経た上、金額に応じて総務部長以上の決裁を仰ぐこととして、その適正性を担保している。また、性質的に随意契約とならざるを得ないもの又はいわゆる少額随意契約によるものについては、事務担当者において、必要性、妥当性及び相当性を判断した上、金額に応じて同様に決裁を仰ぐものとしている。

※ 文書決裁規程（平成18年規程第6号）別表に基づき、予定価格が50万円未満の契約は財務課長、50万円以上300万円未満のものは総務部長、300万円以上1,000万円未満のものは事務局長、1,000万円以上のものは理事長決裁となっている。